

平成31年白老町議会第1回定例会3月会議会議録（第1号）

平成31年3月7日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時25分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 平成31年度町政執行方針説明
- 第 6 平成31年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第11号）
- 第 8 議案第 2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第 3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第 5号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 6号 平成30年度白老町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算第2号
- 第13 議案第 7号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第15 議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 平成31年度白老町一般会計予算
- 議案第 9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

- 議案第 13 号 平成 31 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 14 号 平成 31 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第 15 号 平成 31 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 16 号 平成 31 年度白老町水道事業会計予算
議案第 17 号 平成 31 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
-

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 平成 30 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）
議案第 2 号 平成 30 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 号 平成 30 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 4 号 平成 30 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 号 平成 30 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号 平成 30 年度白老町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 号 平成 30 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
議案第 18 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について
議案第 23 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
議案第 25 号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 28 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
議案第 30 号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 平成 31 年度白老町一般会計予算
議案第 9 号 平成 31 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 10 号 平成 31 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 11 号 平成 31 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
議案第 12 号 平成 31 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第 13 号 平成 31 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 14 号 平成 31 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第 15 号 平成 31 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 16 号 平成 31 年度白老町水道事業会計予算
議案第 17 号 平成 31 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
-

○出席議員（14名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 山 田 和 子 君 | 2 番 | 小 西 秀 延 君 |
| 3 番 | 吉 谷 一 孝 君 | 4 番 | 広 地 紀 彰 君 |
| 5 番 | 吉 田 和 子 君 | 6 番 | 氏 家 裕 治 君 |
| 7 番 | 森 哲 也 君 | 8 番 | 大 淵 紀 夫 君 |
| 9 番 | 及 川 保 君 | 10 番 | 本 間 広 朗 君 |
| 11 番 | 西 田 祐 子 君 | 12 番 | 松 田 謙 吾 君 |
| 13 番 | 前 田 博 之 君 | 14 番 | 山 本 浩 平 君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 7 番 | 森 哲 也 君 | 8 番 | 大 淵 紀 夫 君 |
| 9 番 | 及 川 保 君 | | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-------------|
| 町 長 | 戸 田 安 彦 君 |
| 副 町 長 | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町 長 | 岩 城 達 己 君 |
| 教 育 長 | 安 藤 尚 志 君 |
| 総 務 課 長 | 高 尾 利 弘 君 |
| 財 政 課 長 | 大 黒 克 己 君 |
| 企 画 課 長 | 工 藤 智 寿 君 |
| 象徴空間整備統括監 | 笠 巻 周 一 郎 君 |
| 経 済 振 興 課 長 | 藤 澤 文 一 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 本 間 弘 樹 君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 本 間 力 君 |
| 町 民 課 長 | 山 本 康 正 君 |
| 税 務 課 長 | 久 保 雅 計 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 池 田 誠 君 |
| 建 設 課 長 | 小 関 雄 司 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 下 河 勇 生 君 |
| 高 齢 者 介 護 課 長 | 岩 本 寿 彦 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 鈴 木 徳 子 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 武 永 真 君 |
| 消 防 長 | 越 前 寿 君 |
| 病 院 事 務 長 | 野 宮 淳 史 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 菅 原 道 幸 君 |

| | |
|--------------|-----------|
| アイヌ総合政策課長 | 三 宮 賢 豊 君 |
| 象徴空間周辺整備推進課長 | 舩 田 紀 和 君 |
| 健康福祉課子育て支援室長 | 渡 邊 博 子 君 |
| 消 防 課 長 | 早 弓 格 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 高 橋 裕 明 君 |
| 主 査 | 小野寺 修 男 君 |

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日3月7日は休会の日ですが、議事の都合により、特に第1回定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、9番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月22日及び2月27日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、2月22日及び2月27日に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、平成31年第1回定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月21日・22日の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成30年度各会計補正予算7件、平成31年度各会計予算10件、条例の制定及び一部改正13件、合わせて議案30件であります。

また、議会関係としては、例月出納検査等の報告、発議、議員の派遣承認、意見書案、及び委員会報告等が予定されております。

その取り扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第8号から第17号までの平成31年度各会計予算の10議案と、この新年度予算に関連する議案第18号、第23号から第25号、第28号及び第30号の6議案、合わせて16議案を一括とし、また、監査に関する報告第1号及び第2号の2議案を一括とするものであります。

次に、代表及び一般質問は、2月27日・10時に通告を締め切っており、代表質問については、5会派・5人から7項目の通告を受けており、一般質問については、議員5人から8項目の通告を受けております。

このことから、代表及び一般質問は、通告どおりに行い、日程は、3月8日、11日、12日の

3日間を予定し、8日に代表質問、11日及び12日に一般質問を行い、3月13日を予備日としております。

次に、平成31年度各会計予算と関連議案の16議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月14日、15日、及び18日の3日間、19日を予備日とし、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、第1回定例会3月会議の期間については、代表・一般質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月20日までの14日間としたところであります。

最後に、第1回定例会3月会議は、新年度予算の審議等もあり、開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

第1回定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね14日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、平成30年定例会12月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成31年白老町議会第1回定例会3月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、観光のまちづくり成果報告会、展示会についてであります。2月10日、白老コミュニティセンターにおいて町が今年度取り組んだ観光振興事業の成果報告と展示会を町主催で実

施いたしました。当日は、関係機関の協力もあり、定員を上回る250名の参加のもと、着地型観光プログラムとして造成を進めている盆ダンスのプロモーションビデオの放映や商品開発では現代風にアレンジしたアイヌの伝統食オハウの試食会、さらにはアイヌ文様をデザインした包装紙、エコバッグ、手提げ袋などを成果報告としてお披露目いたしました。また、展示会では、アイヌ手工芸担い手養成講座の修了生40名がアイヌ刺しゅうの体験ブースを設け、アイヌ文化の魅力を発信するなど会場内を盛り上げていただきました。今後につきましても2020年の民族共生象徴空間ウポポイ開設に向けて地域一丸となり、来訪者の受け入れ環境の向上に努めてまいります。

次に、町内会活動実践交流会の開催についてであります。去る2月23日、白老町総合保健福祉センターにおいて町内会連合会の主催で平成30年度町内会活動実践交流会が開催されました。この実践交流会は、町内会活動における特色ある実践事例等の報告をもとに、共通課題の解決に向けた方策について学び合い、町内会活動の活性化を図ることを目的として毎年、開催されているところであります。本年度は、特に社台、萩野、竹浦の各地区連合町内会から町が新たに創設したがんばる地域コミュニティ応援事業補助金を活用した活動事例が紹介され、110名の参加者から高い関心と今後の活用への意欲が示されたところであります。近年少子高齢化や人口減少等、地域コミュニティを取り巻く環境は一段と厳しさを増すばかりですが、町といたしましても本補助制度を初め、引き続き多様な支援のあり方を検討しながら、本年40周年を迎えた白老町町内会連合会とともに、なお一層の協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、北海道との相互交流職員派遣についてであります。本町では平成29年度から2年間の予定で環境生活部との相互交流を行ってまいりましたが、31年度からは経済部との相互交流を予定しております。象徴空間開設まで1年となり、白老駅北のインフォメーションセンターや民間活力導入による観光商業ゾーンの整備、運營業務等について豊富な経験や人脈を有する職員を経済部から派遣いただき、本町からは将来を見据えて若手職員を経済部に派遣することとし、期間は2年間で予定しております。また、環境生活部からは、相互人事交流にかえて地域振興派遣により引き続き職員を派遣いただくほか、文化庁への研修派遣、北海道開発局との相互人事交流についても継続いたします。国や北海道との人事交流や研修派遣が派遣された職員のみならず周囲の職員にも刺激となり、本町のまちづくりに生かされることを期待しております。

最後に、要望活動報告をいたします。2月6日、アイヌ政策推進会議座長に対して白老町長、白老町議会議長、民族共生象徴空間整備による白老町活性化推進会議会長の連名で、民族共生象徴空間の白老町民利用に係る要望書を提出いたしました。要望の内容としましては、中核区域が整備されるポロト湖畔及びその周辺については、民族共生象徴空間基本構想に現在のポロト湖及びその周辺はアイヌ民族博物館の有料区域を除き、自由に立ち入り可能な空間として散策や多様なレジャーに利用されていることから、中核区域の整備及び管理運営に当たっては近隣住民を初めとする従来の利用者、利用方法に対しても十分配慮するものとするを明記されていることを踏まえて、白老町民はもとより来町される多くの方々も従来どおり憩いの場として

利用できるよう自由な立ち入りについて要望したものでございます。

なお、本3月会議には新年度各会計予算案を含む議案30件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

◎平成31年度町政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第5、この際、町長から平成31年度の町政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成31年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、31年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が、白老町長に就任し、町政運営を託されてから、2期目3年4カ月が経過したところであります。

この間、私は、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」を基本に、町財政の健全化を目指すとともに、地域の活性化や町民の安全・安心に取り組み、多くの方々と意見交換や協議を重ね、国や北海道を初め各関係機関等への要請活動を行うなど、あすの白老を開くまちづくりに傾注してまいりました。

こうした中、本年5月には、新たな元号へと移り変わり、時代の転換期を迎えますが、平成はバブル経済から始まり、崩壊後は失われた20年と言われる厳しい経済状況が続きました。そして、少子高齢化や人口減少の世界にも類のないスピードでの進行や、人工知能（AI）・ビッグデータ・IoT（モノのインターネット）・ロボットといったイノベーションが起こり、経済社会のありようが大きく変化してきた時代でもあります。

「内平らかに外成る、地平らかに天成る」と「国の内外、天地とも平和が達成される」との意味が込められた「平成」ですが、阪神淡路大震災や東日本大震災など、大きな自然災害が相次ぎ、特に、昨年9月6日未明の北海道胆振東部地震では最大震度7を記録し、その後のブラックアウトと呼ばれる大停電により、本町においても大きな影響をもたらしました。

このような大自然の前では、私たちの力はとても小さなものかもしれません。しかし、私たちは手をとり合い、知恵を出し、互いに支え合い、日々の暮らしを大切にできる未来へとたすきをつなぎ、希望と活力に満ちた白老を実現していかなければなりません。

私自身も、時代の変遷に対応し、ふるさと白老を安全・安心なまちへとするべく、その決意をしっかりと心に刻み、ふるさと白老のさらなる進化・発展のため、先頭に立って町政運営に邁進することが、私に課せられた使命であると強く認識しております。

同時に、いよいよ来年に迫った民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設ですが、多くのお客様が本町へと来町されることから、お迎え・おもてなしできるよう各事業の実施と総点検・確認を行い、万全の受け入れ態勢を整えていくほか、地方創生の大きなチャンスでもあり、町民誰もが「住み続けたい」と思える希望と活力あふれる未来を、町民の皆さんとともにつくっていく覚悟を持ち、全力で町政運営に当たってまいります。

31年度の町政執行に当たりましては、人口減少に歯どめをかけ、成長力を確保していくために地方創生における総合戦略の策定や第6次総合計画の策定を行ってまいります。次代を拓き、希望・活力あるまちづくりへとするため、将来のあるべき姿や方針、取り組みなどを明らかにしてまいり所存です。

また、町民の暮らしの安全・安心を守る取り組みを着実に進めるとともに、子育て・教育環境の充実、産業の活性化、そして、来年に迫るウポポイの開設に伴う受け入れ環境の整備を最優先課題と位置づけ、総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

人口減少や少子高齢化が急速に進行するなど、さまざまな課題が山積しておりますが、これらの課題に屈することなく、新たな未来を切り拓き輝かしい時代とするため、強固な財政基盤の確立を目指すとともに、地域が一丸となって、さらなる多文化共生のまちへと進化させ、絆を育み、希望・活力あふれるまちへと挑んでまいります。

「文化の共生」、「産業の共生」、「暮らしの共生」の実践が進み、広がることによって、お互いを理解、尊重し、ともに支え、自立し、生き生きと暮らせる「絆を育み希望・活力あふれるまちづくり」を推進してまいります。

したがって、平成31年度は、「次代を拓く多文化共生の進化～絆を育み希望・活力にあふれるまちづくり」を町政に臨む基本姿勢として、次の3つの方針でまちづくりを進めてまいります。

基本姿勢の1つ目は、ふるさとの歴史・文化を学び、活躍による人づくりであります。

ふるさと白老への誇りや愛着・生きがいを持って活躍する人材の育成を強化してまいります。

何よりも、ふるさとを愛し、希望を持って、みずから行動する多くの人々の存在こそが、あすの白老をつくり、次の時代へとつないでいくことが重要であります。

ふるさとの歴史・文化などの魅力に関する認識・理解を深めるため、ふるさとを知る郷土読本の刊行やふるさと再発見講座、イオル体験交流事業、象徴空間開設の機運醸成を図る取り組みのほか、おもてなし人材の養成を図るまち歩きツアーの実施など、本町の魅力発見に積極的に取り組み、歴史・文化を学び、活躍する人づくりを推進してまいります。

基本姿勢の2つ目は、稼ぐ力の創出による活力あるまちづくりであります。

地方創生を推進していくためには、新たに人を呼び込み、稼ぐ力を発揮し、地域経済の好循環を創出していくことが求められます。

こうした中、地域経済の活性化を図る拠点として、象徴空間周辺整備として、インフォメーションセンターを含む白老駅北観光商業ゾーンの整備を行ってまいります。このインフォメーションセンターを核として、町内の回遊性の向上を図り、雇用の創出や地域経済の活性化につなげ、地域内経済循環を生み出し、稼ぐ力を高めることで、象徴空間との相乗効果を図り地方創生への推進力としてまいります。

そのため、地場産業の経営基盤安定に向けた支援を行うとともに、特にウポポイの開設により、多くの人たちの交流や来訪を最大の好機と捉え、アイヌ文化を生かした産業化の推進、空き店舗等の有効活用や創業支援、事業誘致活動に取り組み、稼ぐ力の創出による活力あるまち

づくりを推進してまいります。

基本姿勢の3つ目は、絆を育み安心して暮らせる地域づくりであります。

大きな自然災害が多発する昨今、防災・減災の取り組みが大切であり、そのためには、実践的な防災訓練を実施し、その訓練を積み重ね、防災意識の向上を図っていくほか、避難所の非常用電源等を初めとする防災備品の計画的な整備を行い、町民の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、地域のコミュニティにおいては、少子高齢化や人口減少による地域づくりの担い手不足等の解消を図るため、地域内のつながりを深め、絆を育み、誰もが互いに支え合う共助の取り組みの輪を広げていくことと同時に、生きがいを持って活動する人づくりの取り組みや、地域みずからが主体となって、コミュニティの活性化へとつながる取り組みへの支援を推進してまいります。

さらには、次世代を担う子供たちを支え育む地域コミュニティづくりや、地域子育て支援の充実、支援が必要な方々の居場所づくりなど、町民が相互に支え合い、ともに自立し、健康で心豊かに安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

これら3つの基本姿勢は、行政だけではなし遂げられません。まちは町民の皆さんの大切な暮らしの場です。「多文化共生」をキーワードとして、地域再生の鍵と言われる多様性、包摂性、持続可能性を大切にした「文化・産業・暮らしの共生」の取り組みを、それぞれが持つ特性と役割を生かし、実践を繰り返すことで、「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」を目指してまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この1年は、白老町の持続的な未来づくりのために、確かな歩みを前進させる重要な年と位置づけております。

31年度の主要施策については、総合計画に示された各施策に基づいて、次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は、「生活・環境」であります。

人と環境に優しい安全で快適に暮らせるまちを目指すため、防災につきましては、大規模化・多発化する自然災害による被害を最小限に食いとめるため、自助・共助・公助の取り組みの強化を図り、安全・安心な暮らしの確保を目指します。

そのため、しらおい防災マスター会との連携を深めるとともに、実践的な総合防災訓練の実施や自主防災組織への支援を行うほか、移動式発電機の導入を初め、防災・減災備品等の計画的な整備を進め、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、河川砂防事業としてパンノ沢川砂防事業の災害対策事業を行います。

また、海岸保全対策としては、北海道事業として竹浦・虎杖浜地区海岸保全施設整備事業や災害復旧事業による離岸堤の整備を進めるとともに、国の事業として白老地区人工リーフの整備を引き続き進めてまいります。

消防・救急につきましては、火災の未然防止に努め、町民の生命・財産を守るため、防火対

象物の指導、住宅用火災警報器設置・更新の促進、協力団体との連携強化に取り組むとともに、職員・団員の訓練強化を図るほか、女性職員を採用し、女性らしいきめ細かな対応を行うなど、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、消防自動車の更新準備、消防用資機材、消防団装備の整備・更新を行うとともに、消防・救急・救助体制の充実に努めてまいります。

環境保全につきましては、自然と共生し、持続可能な循環型の地域社会をつくるため、ごみの減量やリサイクル、環境美化など、事業者や町民と協働し、住みやすさを実感できる取り組みを行うほか、町民参加による自然保護を進めてまいります。

また、不法投棄や管理不全の空き地の指導を徹底するとともに、有害鳥獣や害虫の駆除など、快適な生活環境の保全に取り組んでまいります。

さらに、PCB廃棄物の計画的な処分、稼働を停止したバイオマス燃料化施設の取り扱いの検討と、クリンクルセンターの長寿命化や登別市との広域処理における新たな施設のあり方について、現時点における課題等を整理しながら共通認識のもと具体的な協議を行うなど、廃棄物処理の適正管理を進めてまいります。

住環境につきましては、引き続き町営住宅の計画的な改修等を進めるため、竹っこ団地屋根・外壁修繕やはまなす団地の解体・除去、美園団地の給水設備改修、非常用照明の取りかえを進めるとともに、町営住宅建てかえに向けた測量、基本計画の策定に取り組んでまいります。

上水道につきましては、町民の快適な暮らしを支え、生活環境の向上を進めるため、安全で安心な水の安定供給を目指し、萩野・北吉原・虎杖浜地区の老朽管更新事業を進めてまいります。

下水道・生活排水処理につきましては、施設の維持・保全に向け、計画的に整備を行い、下水道整備が見込まれない地域においては合併処理浄化槽の普及を図り、快適な居住環境を創出します。また、下水終末処理場等の長寿命化に向けた設備更新のほか、し尿処理施設の更新を含む汚水処理施設共同整備事業を推進してまいります。

道路につきましては、竹浦2番通りの改良舗装や虎杖浜西4号通りの改良舗装事業を引き続き行うとともに、石山、北吉原地区の道路排水事業を実施するほか、石山地区の簡易舗装等を実施してまいります。

また、橋梁の長寿命化事業として、引き続き萩野12間線跨線橋の撤去工事、竹浦駅跨線橋の補修設計、隆盛橋の補修工事を行うほか、町内31橋の橋梁点検に取り組むなど、安全・安心で快適に暮らせる道路環境を維持してまいります。

さらに、象徴空間周辺道路の整備として、ポルト公園線改良舗装工事、末広東町通り跨線橋の整備を進めるとともに、国道や道道の整備を促進し、交通アクセスの改善を図ってまいります。

公共交通機関につきましては、交通空白地域の移動手段を確保していくため、地域循環バス元気号やデマンド交通の利用促進を図るとともに、町民の利便性向上と交流人口の増加に対応するため、交通事業者への増便等の要請活動を行うなど、交通手段の維持と改善に取り組んでまいります。

主要施策の第2分野は、「健康・福祉」であります。

健康づくりにつきましては、みんなが健やかに安心して暮らせるまちを目指すため、子ども・子育て世代への支援として、子ども医療費助成制度の周知強化を引き続き進めるとともに、新たに新生児の聴覚検査や不育治療への助成を行います。

また、成人の健康づくりについては、個別特定健診の未受診者対策の推進や、高血圧・糖尿病の重症化予防のための栄養指導・保健指導を行うとともに、心の健康づくりとして、ゲートキーパー養成講座を含めた自殺対策の推進体制の構築を進めてまいります。

さらに、新たな国民健康保険制度の運営に取り組むとともに、国保加入者の特定健診及び後期高齢者のフレイル予防対策の充実を図ってまいります。

地域医療につきましては、町立病院は地域における基幹的な公立医療機関として、信頼向上に努め、地域医療の向上に貢献するとともに、町立病院経営改善計画に掲げる目標値を着実に実行し、経営の安定化を図ってまいります。

また、町立病院改築に関しては、議会からの改築基本方針策定に当たっての意見を重く受けとめ、町立病院がこれから果たすべき役割を明確にするとともに、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、詳細な検討を重ねながら、改築基本方針の策定を進めてまいります。

地域福祉につきましては、住みなれた地域で人と人とのつながりを大切にして誰もが安心して暮らしていくために、福祉施策の基本的指針となる第4期地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。

また、北海道、民生委員児童委員、障がい福祉サービス提供事業所などの関係機関と連携を行い相談・支援の充実を図るとともに、引き続き、災害時における避難行動要支援者名簿等の整備に取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長と子育て中の親を支えるため、家庭教育向上の取り組みとして、父親参加型行事や子育て講座など広く参加促進を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターを開設して、総合的な支援体制の充実を図ってまいります。

また、幼児教育無償化を進めるとともに、「第二期白老町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進め、安心して子育てできる環境づくりを推進してまいります。

さらに、子供の安全な居場所づくりの充実を図るとともに、老朽化が著しい地域子育て支援拠点の整備を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステムを実現するために、生活支援体制整備や担い手の育成を行うなど、地域全体で見守り互いに支え合う体制づくりの充実に取り組んでまいります。

特に、要支援者の訪問型、通所型サービスの運用や移動サービスの充実、各種健康教室・サロンの開催による健康づくりや閉じこもり予防への取り組み、各地域における認知症カフェの開催や認知症の方を介護する家族への支援としてGPS端末貸与など、地域や関係団体等と連携しながら、高齢者に優しく、元気で安心して暮らせる環境づくりの充実を図ってまいります。

主要施策の第3分野は、「教育・生涯学習」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちを目指すため、教育行政執行方針に示すもののほか、白老町教育大綱・白老町教育推進基本計画の基本理念であります「ともに学び合い、こころひびかせ笑顔かがやく、教育の町しらおい」に基づき、まちづくりの確かな基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。

民族文化につきましては、イオル再生事業による体験交流活動や学習機会、各種イベントなどを通して、アイヌ民族の歴史・文化への理解促進と普及啓発を行うとともに、アイヌ関連団体と連携しながら、アイヌ民族の伝統文化を次代につないでいくための各種人材育成に取り組んでまいります。

また、アイヌ文化を復興・発展させる拠点であるウポポイの認知度向上と開設に向けた機運醸成を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、施設の計画的な修繕を行うとともに、指定管理者による円滑な運営と多彩な自主事業により、町民の利用促進と健康や体力づくりの増進を図ってまいります。

国際・地域間交流につきましては、姉妹都市との友好のきずなを広げていくため、民間活力を生かした交流を支援するとともに、町民の主体的な交流活動を推進してまいります。

また、互いの歴史や文化について理解を深めるため、姉妹都市の歴史に触れる旅交流事業に取り組んでまいります。

人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携による人権教育を進め、多文化共生につながる意識啓発を推進してまいります。

主要施策の第4分野は「産業」であります。

産業連携・雇用につきましては、地域資源を生かした魅力あふれる産業のまちを目指すため、産業活動の連携強化や地域資源を生かした企業誘致に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業への低利融資制度による経営の安定化や企業ニーズの把握、人材誘致活動の支援、合同企業説明会の充実などを通して、雇用の確保や地域産業力の基盤構築を図ってまいります。

さらに、UIターンの促進や全国移住フェアへの参加など、移住・定住の促進に取り組んでまいります。

港湾につきましては、白老港の利用促進を図るため、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備を促進してまいります。

また、新規取り扱い貨物の開拓やクルーズ船の誘致に向けてポートセールスを行い、第3商港区の利用拡大を図るとともに、白老港臨港道路等を初めとする港湾施設の維持管理に努めてまいります。

商工業につきましては、商店街などの空き店舗対策を進めるほか、創業支援・経営安定化に向けた支援に取り組み、町なかの魅力づくり、にぎわいの創出を進めてまいります。

また、ウポポイ開設を見据え白老駅北観光商業ゾーンの整備を行い、地域経済の好循環を生

み出すよう地域経済の活性化を図ってまいります。

さらに、各種イベントやふるさと納税、ふるさと会における地場製品のPRを推進してまいります。

観光業につきましては、民族共生象徴空間ウポポイの開設による国内外からの来訪者の増加を見据え、人を呼び込み、稼ぐ力を創出するため、受け入れ態勢の強化を図ってまいります。

そのため、DMOを基軸とした観光振興を行うとともに、着地型観光に取り組み、町内の回遊性を高める体験プログラムの造成や観光振興を担う人材育成等を進めるほか、近隣自治体と連携した広域観光の推進を図ってまいります。

また、象徴空間周辺整備として、白老駅舎や自由通路の整備及び駅前広場の拡張整備を進めていくほか、新ポロト地区温泉整備着手に向け、協議・支援を行ってまいります。

農業につきましては、肉用牛生産の安定に向けた飼養管理体制の強化や若手生産者の牛舎整備に対する支援、畑作等の圃場整備による生産性の向上など、生産基盤の強化に取り組んでまいります。

林業につきましては、国の新たな森林経営管理制度による民有林対策の取り組みを推進するとともに、町有林を含めた計画的な整備を進め、森林の持つ多面的な機能の増進を図ります。

また、ポロト自然休養林におけるガイドの養成の受け入れ態勢を強化し利活用の促進を図ってまいります。

水産業につきましては、漁業経営の安定化、生産性の向上を図るため、資源管理型漁業及び栽培漁業による生産基盤の強化を図ってまいります。

また、ヒトデや空貝、サメ等の有害生物の駆除や有効活用による漁場環境の向上、さらには衛生管理・安全操業・就労環境の改善に向けた取り組みを漁業関係団体と連携しながら進めてまいります。

主要施策の第5分野は「自治」であります。

町民一人一人が自立して希望を持ち、生き生きと活躍するまちづくりを進めるため、協働のまちづくりにつきましては、地域みずからが主体となって、コミュニティの再生を目指す取り組みへの支援を行うとともに、多様な人たちが、対話・交流を通してつながりを深め、ともに地域の発展を目指す「みらい創りプロジェクト」の取り組みを進めてまいります。

行財政運営につきましては、公共施設等の長寿命化を図ることを目的とした公共施設等個別施設計画を策定するほか、財政では、財政健全化プランを指針として、着実に財政運営を行い、実質公債費比率の縮減と基金の積み立てに努めるとともに、2020年以降を見据え、プランの定時見直しを進めてまいります。

また、ふるさと納税の拡大を図る取り組みを進めるとともに、地方創生につながる政策を着実に実行していくため、有利な財政支援制度を活用するなど、財源の確保に努めてまいります。

行政改革では、限られた財源や人員の中で、多様な行政課題に対応するため、組織機構の再点検や定員管理の適正化、人事評価結果の反映に取り組むほか、人材育成のため職員研修の充実や業務の適正化等を進め、効率的効果的な行政運営を行ってまいります。

組織機構では、子育て支援のさらなる充実と子供虐待防止対策の強化を図るため、健康福祉

課子育て支援室を子育て支援課に昇格するとともに、民族共生象徴空間の周辺整備に一定のめどが付き、今後は、開設と開設後を見据えた業務が最重要となることから、象徴空間周辺整備課を発展的に解消し、同課が担ってきた業務を関連部署に分担するなど組織の再編を行います。

以上、31年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明申し上げます。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費とともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した予算計上を行う一方、国としての取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。また、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額は、平成30年度の水準を上回る額を確保することとしております。

地方財政計画であります。地方税・地方譲与税は、平成30年度に引き続き伸びており、前年比で2.1%の増加とともに、地方交付税は、地方税が増収基調という中で、前年比1.1%の増加となっております。また、臨時財政対策債は、前年比18.3%の大幅な減少となったものの、一般財源総額は、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年比1.0%増の額を確保したことになります。

本町においては、財政健全化プランを基本に、持続可能な財政運営を目指しながら、町民の安全安心や生活の向上への予算を確保するとともに、公共施設等の長寿命化に重点を置きながら事業を推進してまいりました。

31年度予算編成につきましては、子育て支援施策や公共施設等の長寿命化を重点的に実施していくとともに、ウポポイの開設まで1年と迫る中、財源を最大限確保しつつ、象徴空間周辺整備のためのハード事業や受け入れ環境整備などのソフト事業を強力で展開していく選択と集中による積極予算を編成いたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額109億8,000万円、前年比6,000万円、0.5%の増加となり、過去10年間で一番大きい予算規模となっております。

次に、歳入歳出の概要についてであります。

最初に歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、個人町民税は人口減少と高齢化の影響や個人事業者の所得減少が見込まれるものの、法人町民税が近年は景気回復の傾向が見られ全体としては1,399万7,000円の増、固定資産税は、評価がえによる影響もなく家屋の新增築分や償却資産の伸長などにより、5,306万9,000円の増を見込んでおり、町税全体では前年比6,222万6,000円、2.8%増の22億9,702万3,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、地方消費税交付金が、前年比1,300万円、3.8%増の3億5,930万円を計上するとともに、環境性能割交付金、940万円を新たに見込み、交付金関係全体では、5億6,890万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で前年比1.1%の増となっておりますが、普通交付税は、前年比1億6,000万円、4.8%減の32億円を計上したのに対し、特別交付税は、1億3,200万円を上乗せし、4億6,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常債は、7億4,540万円、内訳として、通常一般分4,940万円、過疎債ハード分6億4,860万円、過疎債ソフト分4,740万円とし、前年度比2億7,900万円、60.0%増を計上したのに対し、臨時財政対策債は、3,300万円、11.7%減の2億5,000万円を計上しております。町債全体では2億4,600万円、32.8%増の9億9,540万円を計上しております。

次に、歳出であります。

経常経費につきましては、総額86億6,453万4,000円で、前年比7,539万1,000円、0.9%の減となっております。主な増減の要因は、給与費2,847万3,000円の増、繰出金2億544万5,000円の増、公債費8,057万円の減、一般行政経費3,088万9,000円の減によるものであります。

臨時事業費につきましては、総額23億1,546万6,000円で、前年比1億3,539万1,000円、6.2%の増となっております。その内訳は、継続事業として72件、17億9,223万8,000円で、前年比7億4,980万4,000円、71.9%増に対し、新規事業は、43件、5億2,322万8,000円で、前年比6億1,441万3,000円、54.0%減を計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計7事業につきましては、総額73億8,829万3,000円、前年比6,112万2,000円の増となっております。

主な増加事業会計は、公共下水道事業特別会計、3億2,959万7,000円の増、介護保険事業特別会計、4,584万8,000円の増であるのに対し、減少事業会計は、国民健康保険事業特別会計、3億4,700万円の減となっております。

次に、企業会計2事業であります。その総額は15億7,030万6,000円で、前年比1億845万円の増となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で1,171万4,000円の減、支出で1,190万5,000円の減とし、資本的収支では、収入で3,720万円の増、支出で1億325万2,000円の増としております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支の収入、支出ともに、1,117万3,000円の増とし、資本的収支では、収入、支出ともに、593万円の皆増としております。

なお、一般会計からの繰入金は、2億544万5,000円の増であり、主な増加事業会計は、公共下水道事業特別会計、2億4,464万円の増、介護保険事業会計、531万4,000円の増であります。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、31年度の当初予算は、一般会計109億8,000万円、特別会計73億8,829万3,000円、企業会計15億7,030万6,000円、合計199億3,859万9,000円であります。

以上、3月会議に当たり、町政に臨む私の基本姿勢と、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

31年度は、申し上げましたように「次代を拓く多文化共生の進化～絆を育み希望・活力にあふれるまちづくり」を基本姿勢として、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」づくりに邁進していきたいと思っております。

私たちの前には、少子高齢化や人口減少によるさまざまな障壁が立ちはだかっています。し

かし、私たちは次代を担う子供たちのために、決して妥協せず、確実に前進し、魅力あふれるふるさと白老をつくり出していかなければなりません。

私は、このまちには、新たな発展をつくり出す数多くの可能性が秘められていると確信しております。それらをまちづくりの糧として、お互いにあすをどうすべきなのか建設的な議論を重ねながら、共に力を合わせ、共に汗を流し、ふるさと白老の輝かしい未来を切り開いていくため、たゆまぬ努力を続けていく決意であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成31年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎平成31年度教育行政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第6、次に教育長から平成31年度の教育行政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 平成31年白老町議会定例会3月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、我が国においては、知識基盤社会のもと、生産年齢人口の減少や急速な高齢化の進行、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新などにより、社会構造や雇用環境が大きく変化する時代を迎えています。

また、近い将来にはあらゆるものがインターネットにつながるI o Tの社会が一層進展し、ビッグデータやAIの進化により、現在、人間が行っているさまざまな仕事が機械により代替されるなど、世界を取り巻く環境の変化も一層加速していくものと予測されています。

このように変化の激しい時代の中で、それらに主体的に対応し、未来をつくり出す人材を育成することは教育に課せられた大きな使命であります。

そのため、学校教育においては、子供たちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会のづくり手として、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質や能力を一層確実に育成することが重要であります。

また、生涯学習においては、人生100年時代の到来を見据え、多様なニーズに対応した学習機会の充実や主体的な学習活動を通して、その学びの成果を個人の生活や地域での活動などに生かすことができる学習環境の充実を図っていくことが重要であります。

このような考えのもと「地域を支え、豊かな未来を切り拓く人づくり」を目標に掲げ、その具現化に努めてまいります。

以下、学校教育、生涯学習の順に、31年度における主な施策の執行方針を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

社会で生きる力の育成についてであります。

学力向上につきましては、本町の指針であり、第2期3年目となる「児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード」を基軸に推進してまいります。その中核となる、授業の充実を図

るため、秋田県能代市と連携した教師派遣及び講師招聘を引き続き実施し、秋田県の探究型授業の定着と教員の指導力の向上に努めてまいります。

白老町スタンダードの成果検証とPDCAサイクルに基づいた取り組みの充実を図るため、今年度で3年目となる公費による学力調査を小学校では2教科、中学校においては5教科で実施します。

また、小学校での漢字検定、中学校での英語検定や北海道栄高校の協力を得て白老寺子屋を継続し、みずからの可能性に挑戦する機会を充実させ、夢の実現を支援してまいります。

論理的な思考を育成するプログラミング教育については、引き続き小学校へ人型ロボットPepperを配置し、総合的な学習の時間を活用して取り組んでまいります。

さらに、新学習指導要領で新設された小学校高学年の外国語科、中学年の外国語活動や低学年からの英語に親しむ活動については、ALTや外国語専科教員による指導体制の充実に取り組んでまいります。

学習環境の改善については、小規模な小学校における人間関係を豊かにするため、複数の学校での合同授業や行事を行う集合学習を実施してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援教育コーディネーターを中心に個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応え、合理的な配慮を充実させて、自立と社会参画を支援してまいります。

そのため、支援員を引き続き8名を配置するとともに、子育て支援ファイル「みらいすけっち」を活用して、福祉との連携を図ってまいります。

郷土への愛着や誇りを育む教育活動につきましては、2020年の民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設を見据え、「ふるさと学習指導モデル」を基軸とした授業実践や白老東高校との連携によるアイヌ民族の歴史と文化の学習を充実させてまいります。

また、仙台藩白老元陣屋資料館を活用し、本町の歴史への理解を深める指導にも取り組んでまいります。

さらに、「地域を学ぶ、地域と学ぶ、地域で学ぶ」土曜授業「ふれあいふるさとDay」を30年度同様に年2回、全ての小中学校で実施し、地域の方々との触れ合う機会を充実させ、ふるさと白老への愛着を育ててまいります。

次に、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。

道徳教育の充実につきましては、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力し、そのかなめとなる「特別の教科 道徳」の実践に取り組んでまいります。

また、北海道教育委員会が行う研修会への積極的な参加や校内研修を通して指導力の向上を図るとともに、参観日などの授業公開を通して、家庭や地域との連携を深めてまいります。

さらに、職場体験やボランティア活動、認知症サポーター養成講座など、地域社会とのかかわりを通して、地域を支え互いを認め合う共生の心と自立する力を育ててまいります。

生徒指導の充実につきましては、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという認識のもと「白老町いじめ防止基本方針」に従い、未然防止と早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査などによる実態把握と日常的な指導を行い、関係機関などと密接に連携しながら

ら、いじめを生まない教育の土壌づくりに努めてまいります。

また、不登校への対応については、日常の支援を行う教育支援センター指導員を中心に、家庭と学校をつなぐスクールソーシャルワーカー、子供たちや保護者、教員への相談を行うスクールカウンセラーが連携する相談体制を充実させ、子供を取り巻く環境の改善と心の成長を支援してまいります。

健やかな体の育成につきましては、全ての小中学校で体力向上プランを作成し、体育の授業の充実や部活動の奨励、一校一実践の体力づくりに努めてまいります。

また、各種調査で明らかになっている子供たちの課題を踏まえ「アウトメディア123」の普及や浸透に取り組み、望ましい生活習慣の定着を図ってまいります。

さらに、中学校2年生を対象にピロリ菌検査を実施し、町長部局と連携して胃がん予防に取り組むとともに、食育においては「子どもが作るお弁当の日」を設定し、発達段階に応じたかわりを通して、保護者への感謝の気持ちや食への関心を高めてまいります。

そのほかにもがん教育、薬物乱用防止教室、性に関する指導を継続し、健やかな体の育成を図ってまいります。

しらおい食育防災センターにつきましては、衛生管理の徹底による安全安心な学校給食の提供に努めるとともに、献立の多様化によるバランスのとれた給食により、児童生徒の健やかな体の育成と体力の向上に努めてまいります。

また、地場産品の活用による食育の推進を図るとともに、食を通じた「ふるさと学習」の充実に取り組んでまいります。

アレルギー対応給食につきましては、保護者との面談、学校・関係機関との連携強化、調理員の資質向上により事故防止の徹底と安全確保に努めてまいります。

さらに、児童生徒を対象にした施設見学、食育学習、パクパク探検ツアーや職業体験の実施、一般町民向けへの試食会及び防災関連事業、非常時における対応の取り組みなど広く町民に親しまれる施設の活用を図ってまいります。

次に、信頼される学校づくりの推進についてであります。

学びをつなぐ学校づくりにつきましては、白老小学校、白老中学校を小中一貫型コミュニティ・スクールに、白翔中学校区の各小中学校を小中連携型コミュニティ・スクールとしてそれぞれ指定し、引き続き地域とともにある学校づくりを推進してまいります。学校運営協議会を通して保護者、地域住民の学校運営への参画を図るとともに、地域学校協働本部と連携して地域ぐるみで子供の成長を支える取り組みを充実させてまいります。

また、スタートカリキュラムをもとにした幼保小の連携、ふるさと教育を中心とした小中高の連携などを通して、学びの連続性を確保してまいります。

安全安心な学校づくりにつきましては、危機管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアルなどの点検と見直しを行いながら、危機管理体制の再点検、通学路安全点検を行い、未然防止に努めるほか、交通安全教室、防犯教室や防災訓練などを実施し、児童生徒みずから危険を回避する力を養成してまいります。

さらに、教職員を対象に救急救命講習会、防災研修、食物アレルギー研修を実施し、関係機

関と連携して子供の命を守る体制整備を進めてまいります。

教育環境の整備等につきましては、子供たちと向き合う時間を確保し、教育の質を高めるために、閉庁日の設定や部活動実施の取り決めなどを盛り込んだ「白老町版アクションプラン」を継続的に見直し、教職員の働き方改革を推進してまいります。

特に、教職員の業務負担の軽減が喫緊の課題であることから、学校や児童生徒に関するさまざまな情報をデジタル化して、教職員間で共有する校務支援システムを導入し、教育環境を改善してまいります。

さらに、適正規模を含めた望ましい教育環境のあり方について引き続き検討してまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

初めに、社会教育活動の充実についてであります。

成人教育の推進につきましては、地域への愛着や多文化共生の理解を深める体験交流や女性の社会参画、アウトメディアを推進するイベントなど、ふるさと再発見講座の開催を通して、本町のよさを学び、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設に向けた機運の醸成を図ってまいります。

また、これまで3回にわたり発行してきた学習資料を活用しながら、旧跡などをめぐるまち歩き講座を通して、ボランティアガイドとしての基盤づくりを継続し、まちの魅力を見詰め直す学びの場の充実に努めてまいります。

高齢者教育の充実につきましては、長寿社会の進展に伴いアクティブシニアが増加する中、長年にわたって得られた知識や技術、経験を生かし、生きがいを持って生活できる環境の整備が求められております。

このことから、その中心となる高齢者大学の運営の活性化を図るとともに、老朽化が進んでいる高齢者学習センターの活動の一部を白老中学校に移転して、学習環境を改善し、あわせて高齢者と中学生の世代間交流を推進してまいります。

社会教育事業の推進につきましては、みんなの基金を活用して町民団体の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、各種大会派遣への助成を行い、誰もが活躍できる生涯学習社会を構築してまいります。

また、30年度より北海道教育委員会から派遣の社会教育主事を中心に、ふるさと白老に誇りと愛着を持ちながら、地域活動やまちづくりに主体的に取り組む人材を育成するなど、多様なニーズへの対応が求められている社会教育事業の充実と活性化に取り組んでまいります。

社会教育施設については、長寿命化に向けた修繕と改修を計画的に行ってまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、白老町文化団体連絡協議会やNPO法人しらおい創造空間「蔵」など社会教育関係団体と協働し、活動の活性化を図り、町民の心の豊かさを育ててまいります。

また、アイヌ文化伝承者と地元芸術家の連携、交流を目的とした飛生芸術祭などを支援し、本町の豊かな資源を活用した地域文化の創造に取り組んでまいります。

文化財の保存と活用につきましては、町民の身近な学びの場である仙台藩白老元陣屋資料館において、今年度から陣屋の日などの活用プログラムや白老町文化団体連絡協議会との連携に

よる展示会などを開催して、多様な歴史や文化の情報を発信し、町民の交流の場を創出してまいります。

また、多言語化に対応した音声ガイダンスシステムを導入するとともに、友の会会員の増員を目指し、資料館の受け入れ態勢の充実に取り組んでまいります。

一方、史跡白老仙台藩陣屋跡の活用については、専門家による策定委員会を組織し、保存活用計画の成案化に着手してまいります。

読書活動の推進につきましては、30年度に策定した「第四次白老町子供の読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校などが連携・協力して子供の読書環境の整備に取り組むとともに、読書活動の一層の充実を図り、将来を担う子供たちの豊かな心を育ててまいります。

また、絵本の読み聞かせやブックスタート、各家庭での家読のほか、レファレンスサービスや移動図書館事業等を引き続き実施し、本と触れ合う機会を充実させてまいります。

さらに、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設が近づいたことから、町民のアイヌ文化への関心を一層高めるため、関係資料や図書を積極的に収集してまいります。

健康づくりにつきましては、28年度から3カ年計画でトレーニング機器の整備を終え、利用者が格段に増加していることから、今後は講習会を開催し、町民の体力の向上と健康増進に取り組んでまいります。

また、スポーツの振興につきましては、スポーツ推進委員会の活性化を図り、軽スポーツの普及啓発を行うとともに、健康マラソン・ファミリーウォーキングや黒獅子旗獲得記念軟式野球大会など、各種スポーツ大会の支援を行ってまいります。

スポーツ施設の運営につきましては、指定管理者と協議を行いながら、円滑な運営と多彩な自主事業による利用の促進を図ってまいります。

また、桜ヶ丘公園陸上競技場の第4種認定継続のための改修や温水プールろ過材の取りかえなどを計画的に行ってまいります。

次に、青少年教育の推進についてであります。

青少年の健全育成につきましては、地域全体で子供たちを守り育てることが大切であることから、青少年育成町民の会など健全育成にかかわる団体との連携を深め、社会を明るくする運動、青少年育成大会や青少年育成懇話会などの主要事業を積極的に支援してまいります。

また、あいさつ見守り運動などを充実させ、子供たちが安全安心に過ごせる環境づくりを推進してまいります。

さらに、青少年教育の推進につきましては、北海道教育委員会が主催するジュニアリーダー研修や白老町成人式実行委員会などへの参加奨励を行い、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。

「しらおい子ども憲章」の推進につきましては、各学校の代表者を子ども憲章推進委員に委嘱し、憲章の具現化を図る夢予算づくりや地域の場における発表会を開催して、社会の一員として主体的にかかわり、よりよい生き方を実現していく力を育ててまいります。

また、中学校においては、プロフェッショナル講演会を開催し、努力することの大切さを学び、子供たちの夢や希望を育ててまいります。

以上、31年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げました。

社会の多様な場で活躍し、ふるさとを愛し、地域を支える人材の育成が求められております。

教育委員会といたしましては、関係団体や町長部局と連携して、ふるさと白老の発展のために、生涯にわたり町民一人一人の学びを推進し、「地域を支え、豊かな未来を切り拓く人づくり」に取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、31年度教育行政執行方針といたします。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第11号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第11号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第1号、議1-1をお開きください。平成30年度白老町一般会計補正予算（第11号）。

平成30年度白老町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,578万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億389万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行います。歳出から質疑に入ります。議案第1号の24ページをお開きください。24ページから35ページ、1款議会費から2款総務費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

4番、広地紀彰議員。

○4番(広地紀彰君) 4番、広地です。ページ数26、27ページ、広報広聴費、そしてページ数32、33ページ、町内会活動育成経費について、2点お尋ねをします。

まず、広報活動経費に需用費ということで、こちらは単価の見直し、ページ数の減によって減少したということでマイナス計上されていますけれども、これにかかわって民間団体等々からも広報に対して掲載されている部分、いろいろな事業活動等々に活用されているかと思うのですけれども、その単価と、中にはちょっと拝見すると福祉関係の団体だとかそういった一種公益的な活動に携わっている団体の広告等も見受けられるのですけれども、そのあたりの広告の掲載費について優遇措置等々があるのかどうかについてまず1点お尋ねをします。

それと、町内会の活動育成経費の中で町内会の街路灯の電気代が削減されたということで、省エネや財政にとっても大変いいことだったのかなと。これは、LED化を進めていくに当たっての効果として見ていいのかどうかと、その押さえについて。また、この街路灯のLED化についてずっと進めておられますが、今後のさまざまなLED化について検討をされているのかどうかについて伺います。

○議長(山本浩平君) 工藤企画課長。

○企画課長(工藤智寿君) それでは、ご質問いただきました27ページの広報活動経費の広報紙に実際に載っている広告の単価についてですが、今ちょっと手持ちで資料がないので、後ほど答弁させていただければと思います。

それから、2点目の33ページ、町内会活動経費につきましてですが、先ほどお話しいただきました街路灯のLED化に伴いまして、平成29年の12月に全ての工事を完了させていただいているところでございます。そのことによりまして、平成30年度の予算作成時には実績がなかったということもありまして予算額として見積もれなくて、平成29年12月から、電気料としては1月から翌年の30年1月からということになりますので、その分によって電気料が下がったという中身でございます。効果としましては、電気料金にかかわる部分としては当然効果があつたという捉えはしてございます。

町内会の街路灯につきましては、全て終了させていただいたところでございます。

単価の部分については、先ほど言いましたように後ほど答弁させていただければと思います

が、優遇措置については今のところございません。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まず、広報の活動経費について、ページ数を多少多めに見積もって、それで減少した。もちろん単価の減もありましたし、そういった部分で恐らく想定どおりにある程度多めに見積もっていた部分はあるのかなど。これ自体については理解できました。

ただ、町内で福祉関係にかかわってさまざまな団体が活躍をされていると。実際に私ども所管事務調査のほうでも子育てにかかわるNPO法人の方からお話を伺った際にも、それに関連することでさまざまな子育て世代の方たちが活躍されていると。さらに、福祉にかかわってということで独居の方に対してのさまざまな取り組みを行っていたり、そういった公益に携わっている方たちってすごくたくさんいるのです。これが一つの協働のまちづくりが始まる白老町の財産なのかなと常に敬意を込めて見ていたのですけれども、共通しているのがこの活動を担っている方たちの高齢化だとか人数の減少だとかほとんど同じような悩みを抱えています。ですので、豊かな活動の取り組み、魅力のPRだとか、あと実際に一緒に活動をしてくれる人を募集したりとか、そういった紙幅を割けるのであれば、広報げんきは町を代表する町の活動状況が最も集中している広報紙ですし、皆さん見えていますので、そういった部分を取り組んでいく必要があるのかなと思いますが、それについて考えを伺います。

また、町内会の活動経費については理解できました。これは、町財政にとっても好影響でしたし、さらに町内会の予算を幾つか見させていただいたのですけれども、電気代の部分が想定より町内会の予算も下がっているのです。それで、わずかばかりであってもやっぱり万単位になるのです。単位町内会にとっては、その削減額というのは結構大きいのです。ですので、この事業については町内会の元気にも一定程度つながるものだったのかなど。そういったLED化について、私は毎年のように訴えているのですけれども、これから庁舎や町有施設に対してのLED化なのです。これだけの効果額、町内会の街路灯に対して削減が図られたと。もちろんリースもありますし、さまざまな影響等々も考えていかなければなりません。実際に常に稼働している施設でもあります。そういった影響も勘案しながらですけれども、ぜひLED化にどこができるのかと、こういった部分の検証を踏まえながら進めていく必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 先ほど1番目に出ました福祉関係ですとか、それから公益に携わる方のお話ありがとうございました。広地議員のおっしゃるとおりだと思っておりますので、そういうことについても十分取り組んで、配慮していきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 公共施設等のLED化の今後の推進ということで、経費の削減という意味から私のほうでお答えさせていただきたいと思っております。

確かに今回の町内会のLED化についての電気料につきましては、大幅な減少が図られたと

いうことで、これについては今後も経費の節減につながるものとして非常に有効な手段であるとは理解してございます。公共施設、そのほかにもいろいろLED化という部分については、やることについてはさまざまなその後の効果というものは期待されるとは認識してございます。ただ、現実問題としては、LED化にするに当たっての初期投資、これがどのぐらいかかるのかという部分がありまして、その辺と将来的な機器の寿命、それとあとは電気料の削減の効果、それを比較勘案しながら、どうするかという部分を考えていかなければならないと考えてございます。ある程度想定になりますけれども、恐らく将来的に見た中ではかえたほうが効果としては軽減につながっていくのかなという感じはしてございますが、現実的にはその辺の比較というものはやっておりませんで、現状といたしましてはあくまでもその機器が老朽化して、それをかえる時期にそれではLED化にしようというところで今までやってきたと認識してございます。今後もそのような早期に寿命が来てかえなければならないという部分については、率先してLED化という部分は検討を進めなければならないとは思っておりますが、一気に全町的にというのも難しいと思いますので、その辺はバランスを考慮しながらやっていかなければならないと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 先ほどの広告の掲載料についてご答弁させていただければと思います。

こちらの広告の掲載料につきましては、1カ月というか、1回限りという部分ですとか3カ月で広告いただくですとか6カ月、12カ月という4パターンでございます。ページ数にもよるのですが、1ページ1カ月ですと10万8,000円、これが1カ月で2段となりますと4万3,200円、1段ということになると2万1,600円。それから2分の1ということで、これは1口になります。大きさ的にいうと5センチ掛ける8.8センチという大きさになりますけれども、1万800円となります。あと、3カ月、6カ月、12カ月ということで継続して広告していただく場合につきましては、それぞれ割引させていただいております。3カ月の契約のときには10%オフ、それから6カ月契約で20%オフ、12カ月契約、1年契約になりますけれども、それぞれの単価から40%オフという単価の設定をさせていただいております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まず、LED化については一定理解できました。確かに既設のものを有効活用を図りながら更新していくといった考え方で財政にも影響、当然導入コストがかかりますので、あとリース料で分割するにしてもコストの部分とそれに対する効果の部分とを見きわめなければいけないというのはよくわかりました。

ただ、水銀灯は物すごく電気を使うのです、街路にある。水銀灯は、明確にLEDの効果が出ます。こういった庁舎の部分は、やっぱりいろいろとある意味支障があります。例えば電球だけ交換すればいいというものではありません。機器も交換しなければいけないとか、そういった部分をきちんと把握していかなければいけないという部分は、腰を据えた検討が必要だと私も考えます。そういった費用対効果をきちんと見きわめながら、一つの地球環境に対して

の環境面への影響もありますので、そういった部分を含めて今後とも基本的にはLED化を進めていきたいという大きな念頭のもとにさまざまな検証を進めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、広報の件についてはわかりました。それで、活動を支えている側から見ても、逆にその活動の利益を享受する町民側にとっても、この広報がなくなるというのは大変大きなことです。福祉有償運送、これはさまざまな取り組みを進めていて、実際に要支援、要介護を受けている方たちにとっては足になっています。ただ、そこの団体、さまざまに活動されていますが、そのうちの一つが広告料を理由にして掲載をたしかストップしていると思います。これは、もちろんその団体にとっても影響はあると思うのですが、それより私が危惧するのは実際に福祉有償運送をこれからも、今は元気であっても今後不安を抱えている町民の方はたくさんいます。そういった方たちに情報を伝えるという意味でも、これは広報が果たしてきた役割というのは相当大きいと思うのです。ですから、それに対する評価とともに、そういった有償運送だとか、町内で私が把握しているのは2団体です。そういった方たちにこれからますます活躍していただくためにも少なくとも減免、もしくは例えば紙幅が余ったときにちょっとこういった部分があるからどうだろうかと、そういった声かけすることによって団体、そして利用者の方々に安心、安全を与えられるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今ご提案いただきました声かけの部分も非常に重要なことになってくるのかなと捉えておりますので、この件につきましては十分検討していきたいなと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 33ページ、割賦徴収費、クレジット収納システム導入事業ということで委託料ということだったのですけれども、前回の説明のとき予定事業者が事業をとめたということになって、これだけということなのではすけれども、実際に今白老町はクレジット収納対応をしていると思うのですけれども、これは今後どういうふうになっていくのかその辺わからないものですから、もうちょっと詳しく説明していただけませんか。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） クレジット収納の関係でございます。クレジット収納につきましては、昨年議会のほうでご説明させていただきましたが、現在白老町の状況としましては、クレジット収納については取り扱いしておりません。また、コンビニ収納につきましても今のところ行っていない状況でございます。全国的な市町村と比べるとややその辺の収納の方法についてはご不便をかけている部分はあると思いますが、現在全国的に例えばQRコード決済でありますとかバーコード決済でありますとか、そういう新たな手段も出てきている状況でございます。ただまだ現状としましてはこれからいろいろと技術的なものを含めまして当町の税等の収納する管理のシステムとの適合性というのでも検証しなければならないということもあります。クレジット収納に昨年提案させていただいた部分におきましては、ランニングコストも

非常に安いというところでの導入ということで考えておりましたので、今後につきましてはその辺の収納の導入だけではなくランニングコストを見据えながら、ただ納税者の方の不便な部分を解消するというところで利便性の向上を図るためにも、またコストを削減するシステムの導入という両方の面から考えてなるべく早目に導入したいと思いますが、ちょっと検証のほうに時間がかかるとお思いますので、いろいろ全国的な状況を見きわめながら検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 今回は補正の落とすだけだからこれ以上は言いませんけれども、でもことしの10月から消費税導入にかかわって国民皆さんカード使ってくださいとか、いろいろ支払いを現金化しないでくださいとなっているので、できれば早急にきちんと対応をしていただけるように組み立ててやっていただかないと、水道料はたしかコンビニで支払えますよね。そういう中で税金だけがそういう状況に残っているというのは、非常に支払う側としては不便を感じるし、収納率が上がっていかないのだったら問題なので、ぜひ早急に対応していただきたいとお思います。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 西田議員がおっしゃるとおりでございますが、収納の関係で手数料の支払いの件がありまして、そのコストの件も含めまして、なるべく早めに検討はしたいとおと思いますが、コスト面を考えなければならない部分でございますので、また新たな収納手段で格安のものが出来ればそちらのほうも含めて検討してみたいとお思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 私もこれを質問しようと思っていたのですが、まず今の答弁を聞いていまして、何なのだろうとちょっと思ってしまったのです。というのは、ランニングコストとか手数料とかをきちんともう一回見なければならぬというのは、今までいろんな予算づくりとか経費の計上、また事業をやってほしいときに優先順位をきちんと決めて、必要なものからやっていくという、いつもそういう答弁をされています。この予算をのせるのにももちろん収納率を上げる、利便性を上げる、私たちはそう思ってそのときは聞いていました。ですけれども、それに係る経費、また受け手が本当にあるのかどうなのか、160万円という予算はそれをのせることでほかの事業がよけられているということになるのです。ですから、私は、やろうとした努力はわかりますけれども、結果としてこういうことになるということは、予算を組むときのあり方というのをもう一度考え直さなければいけないのではないかと思うのですが、その点の考えを伺いたいとお思います。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） このクレジット収納の件でございますが、当初導入しようと思った業者のほうから受け入れができないということでご説明させていただいたのが当初の発端で、その予算執行をできずに、ただほかの業者も含めて検討していたところでございますが、現在

使っている税の収納の関係のシステムとの相性の問題とかテストの関係もありまして、同じコストでできるかというところも検討しながら検証していたところなのですが、今のところ現状としてはほかの業者、いわゆる取り扱い業者のほうがほかの業者でやった場合、同じコストでできるかというところの検証ができなかったものですから、一旦これは凍結させていただいた中で、また次年度以降検討していきたいというところで考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） こういう事業をやるときというのはある程度、事業者もできないと断った理由は私はわかりませんが、何か合わなかったのか、もともと予算が通らないうちはこれは交渉はできないかもしれませんけれども、これをやりたいといったときにこういう事業者があって、こういう方法でできるから予算化してもらって、厳しい予算組みだと思いません。そういう中でこれだけの予算を組んで、それはもちろん町民の利便性を図ったり、収納率を上げるわけですから、決して悪いことに使うわけではないので、それは進めるべきだと私たちも思いますけれども、その結果として見たときにやっぱり何か足りないと感じるのです。もうちょっときちんと整えて、そして予算化をしていけるような、予算をせつかくのせて議論をしているわけですから、そういったことを踏まえて、もしここがだめでもこういった事業者があるとか、そういったことをある程度調査をした上での予算計上にすべきだと私は思いますので、これはまた同じような答弁になるとは思いますけれども、その辺も含めて今後、これはほかの事業にも全部通じることではないかと思うのですが、予算順位を決めるときの予算のあり方をきちんと検討してやっているということをいつも答弁されています。そういうことからいくと、どうしてなのかなという疑問がどうしても浮かんでしまうのですが。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） ただいまの件でございますが、当初この事業におきましては、受け入れ先の業者のほうもできるということで、来庁された上で説明した上で導入しようという判断をしたわけでございます。ところが、全国的に受け入れ件数が多くなりまして、システム的な安定的な稼働ができないということで、全ての自治体の新規受け入れをお断りしているという状況で、実は昨年予算の際の説明した日の夕方に直接業者のほうから連絡が来まして、それで受け入れできませんということでございますから、翌日すぐこちらの議会のほうでその旨お答えさせていただいたわけでございますが、当方としましても本来導入したいと思ってやっていたものなのですが、相手側から受け入れられないということを受けてしまいましたので、何度か対応してもらえないかという打診はしたのですが、相手側のほうから全国的にもう全てお断りしているという回答をいただいた以上うちとしてももうこれ以上はできない。この業者はできない、できても3年後とおっしゃられたものですから、それは当面見送ろうということになりましたけれども、また違う業者についても当たったところではありますけれども、現在うちの税の収納システム等の導入事例がまだないということでした。そこの業者についても一応調べてはみたのですが、導入事例がないというものですから、そうすると導入するに当たって急遽できないということになったところで検証したにしてもちょっと時間がかかるもの

ですから、今年度の執行は非常に厳しいなというところで、我々としましても残念ですが、執行できないということで、今回補正のほうで全て減の予算を提案させていただいたところでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） わかりました、ちょっと厳しい言い方をしましたけれども、その予算があつて、だめだったときにすぐ執行できないかもしれないと前に説明はありましたけれども、このときになってマイナスの補正をのせてきたということは、今まで頑張ってきたということですね。手数料とかそういったものと合うこと、ランニングコストも含めて何とかできないかということで努力をされて今になったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） ほかの業者につきましても検討しまして、税の収納管理している業者のほうにも確認しまして、何とかほかの業者で取り扱えるところはないかというところで検討したのですが、最近になりまして1社できるところがあるということなのですが、ただ検証する時間が非常にもう限られてしましまして、今年度につきましても本当にやむを得ない事情で見送るということになりましたので、引き続き導入できるという可能性があれば積極的に検討して、納税者の利便性の向上に寄与してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 33ページの地区コミュニティ支援事業、これは議案説明会のときに勤務体制の変更とありました。それで、勤務体制がどのように変更したのか、なぜ変更しなければいけなかったのか。

それと、支援員の今の人員と地区区域の担当でどのような活動内容になっているのかということ。ということは、私も中に何人か知っている方いますけれども、いろいろやっているので、町内会長の会議なんかで集まって聞くと、この地区支援員の活動がまるっきり町内会は見えないというのです。だから、内部の仕事をやっているわけではなくて、本当に町内会に出ているような仕事をやっているのか。だから、今言った部分と業務の関係、それを答弁願います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 地区コミュニティ支援事業につきましての減額についてのご質問でございます。まず、勤務形態につきましては、昨年までフル勤務でやっていただいた方2名が30年度から4分の3勤務ということで変更になったということでございます。

現在4名の地区支援員がおりますけれども、活動状況についてちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。主な活動内容としましては、各地区における会議、会合、町内会長会議などへの参加ですとか、それから平成30年度から新設させていただきましたがんばる地域コミュニティ応援事業の申請段階からのお手伝いですとか事業を一緒に取り組むですとか、そういった事業を一緒になって各町内会ですとかとやっているという中身でございます。そのほかに

ブロック会議といいまして地区別のブロック会議への参加ですとかみらい創りプロジェクト、それから地域ケア会議、これは高齢者介護課のほうで開催しておりますけれども、こういった中に一緒に参画させていただいているですとか、町内会の役員研修会、そういった活動をしているほか、今回地域循環バス元気号に乗車しまして、アンケート調査を昨年の6月から3回に分けてですけれども、夏場と、それから秋から冬にかけての11月と、それと今実際やっていますけれども、3月中ということで、3次に分けてアンケート調査を実施させていただいています。それから、講演会ですとかそういった部分の活動、LEDの街路灯やバス停の確認調査、防災の備蓄品の確認作業のほか、昨年9月6日にありました北海道胆振東部地震の備蓄の関係で荷物の確認ですとか防災備品を運び出し、搬入ですとか、そういった活動もさせていただいております。地区別につきましては、社台、白老鉄南地区が1名、それから白老鉄北地区が1名、萩野、北吉原地区が1名、竹浦、虎杖浜地区が1名ということでさせていただいているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私も実態を見て言っているのですけれども、課長も言ったけれども、この支援員はいろいろな役場、団体がする会議に呼ばれていますけれども、そこに参加する頭数をそろえるような仕事でないと思うのです。呼ばれて出席して頭数そろえているのです、悪いけれども。そこに何の活動、出るという意味の活動はあるかわからないけれども、意見を聞くという、言えば意見を聞いて反映するのだと言うけれども、まずそうでなくて、今内容を聞いたら町内会と直接関係ない部分がいっぱいあるのです。多分これは支援員を置いたときに規程を置いて、どういう仕事をするかというのは分かっているはずなのです。それに基づいてきちんとやっていますか。

それと、今自分たちが予算を使って、そのがんばる地域コミュニティ応援事業分について出ていくけれども、支援員のときにいろいろ議論しました。では、町内会の行事にかかわるのはどうするのだということのそこら辺の仕分け方がはっきり言っていました。だから、その辺をきちんと整理をしないと、これは何のための支援員なのです。自分たちが事業をつくったときに、がんばる地域コミュニティ応援事業のときにそこに行って手伝いなさいとか、会議の出席とか参画、それだけ。バスの調査は違うでしょう、あなたが企画課長やっているから命令させているかもわからないけれども。そういうものをきちんと本来の業務で町内会とかやっている仕事にはね返って、それがプラスアルファになって町内会活動も活発になっていく、そういうのが本来の仕事ではないですか。その規約なんかでどういう業務内容になっていますか。その2点。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） まず、会議の関係でございます。場合によっては会議に参加しているというものもないとは言い切れないと思いますが、ワークグループですとか一緒に町内会のあり方ですとか活性化に向けた議論をさせてもらったりということで取り組みをさせていただいておりますし、みらい創りプロジェクトにおいても一緒に中に入って、町内会ばかりで

はなく関係団体の方ともいろいろなお話をさせていただきまして、議論させていただいているところでございます。

規約の部分でございますが、町内会活動の活性化という部分が主だという意味合いでおっしゃっていただいたのかなと思っております。私どももそういう点は当然十分押さえていただきますけれども、これからもそういうところをきちんとやっていけることも含めて、町内会の支援に当たれるよう進めていかなければならないと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） だから、要綱か何かありますよね。そこを一回きちんとここで読んでください。どういう仕事をしなければいけないか。

それと、私は、参画したり、出るという、今言った町内会とかの部分でグループやっているのはわかっています。みらい創りプロジェクトもそれ以上言いませんけれども。では、そういうことが今言ったように議論されて参加しているよと。それを自分たちが持ち帰って、本来の業務にどう反映されていますか。果実として結びついていますか。行って議論していればいいというものではないのです、私が言いたいのは。誤解を承知で言うけれども、結果的に頭数に行っているのです。夜に、それも残業手当ついていないでしょう。振りかえ勤務になっているかわからないけれども。もっと本来言うような皆さんが要綱でこういう仕事つくっているのなら、それに沿ってきちんと仕事すべきではないですか。ほかの仕事の手伝いで来ているわけではないです、この人方。町内会の会長も言っています。一緒にやって、町内会を活発にして、我々にどういう形ではね返ってくるのですかと、支援員は。そういうことでしょう。そこに答えてください。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 集落支援員のご質問の関係であります。前田議員がおっしゃる視点、去年の予算の部分、おとしもあります。ちょっと課長と私にずれがあるかもしれませんが、それぞれ集落支援員というのはスタートのときに各町内会を訪問して、会長と面談して、その地域の課題、さまざまな課題があります。それを持ち帰って担当課に振り分け、それを予算化する、しない、そこまで詰め込んで、それをさらにまた町内会にフィードバックして、今できるものはできる、できないものはこういう事情、そういうところの地域と行政のパイプ役、これを一つの大きな使命として取り組んでまいりました。後段のほうは、確かにいろんな活動で支援員も出ていくという部分がありますし、見方によっては動員でないかと思われる、そういう厳しい視点もあるのかなと今ご質問の中で捉えました。決してそうではないのですけれども、本来の支援員の仕事のあり方、そういう部分を再点検した中で新年度に向けても対応を考えていきたいと思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） それでは、読ませていただきます。第1条、白老町では行政経験者など地域の実情に詳しい人材を積極的に活用し、地域住民みずから策定した地域コミュニテ

ィ計画を具体的に取り組む地域活動支援を行うため、白老町集落支援員を設置する。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、同じく 24 ページから 35 ページの歳出について、質問のございます方はどうぞ。

2 番、小西秀延議員。

○2 番（小西秀延君） 2 番、小西です。31 ページ、企画調整費の（2）、地域おこし協力隊活用事業なのですが、前にも説明を受けたことがあるのですが、再確認ということで、この事業に関しては、私は一定の評価、一定の効果があると押さえている事業です。そこで、今回 1,500 万円ほどの補正ということでございますが、4 名が未採用という説明を受けたのですが、効果、成果が見込まれている事業なだけに、これがどういう課題があるということで整理をされていて、どういう対策を打っていたのかというところをご説明をいただければと思っております。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 地域おこし協力隊に係る今回 10 名募集した部分で 4 名が未採用になっている課題という点でございます。平成 30 年度におきましては、より専門的な広告媒体などを活用しまして、募集事業をさせていただいていたところでございます。そういった中で、このたび実際には決まっていなかった職種としましては、観光が 1 名、和牛生産に係る地域おこし協力隊が 1 名、林業の担い手が 1 名、それから農業について 1 名という計 4 名が決まっていないう状況になってございます。

なぜなかったのかというお話をさせていただきますが、実際には 3 名今まで申し込みがございました。面接をさせていただいた中で採用に至らなかったというところでございます。ただ、全国のお話をさせていただきますと、平成 29 年の数字でいいますと、全国で地域おこし協力隊の活用をしたいというところがふえてきておまして、平成 26 年から始まったときには 1 自治体当たり 3.6 人の地域おこし協力隊員がいるということであったのですが、平成 29 年度時点では 5.0 人ということで、当然 1 自治体当たりの地域おこし協力隊員がふえてきているという現状がございます。そういった中で、今全国のお話をさせていただきましたけれども、地方自治体においても当初これは平成 21 年度の段階では 31 団体、31 自治体と申しますか、団体が活用していたのですが、今 28 年度のデータしかありませんけれども、886 団体ということで、自治体間の競争も激しくなっているということと、それから地域おこし協力隊の全国的な人員も 4,000 人を超えているような状況がございますので、募集をかけてもなかなか決まらないという現状もございますが、今後においても積極的にこちらに募集をかけて、随時採用できるような取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、小西秀延議員。

○2番（小西秀延君） 当初始まったときには、まだ各自治体でそんなに広がりがなかったということも私も認識しておりました。町もこの事業に乗り出していくというころには、もう大分他自治体、団体も活用していくということで、競争になるだろうなとは思っておりました。現在全国の状況を聞いても、大変厳しい状況になっているのだろうなと思っております。その中で今後、今専門媒体などでのPRというお話もありましたが、具体的にまた違う方法というのを考えていってやるのかどうなのか。一般の企業においても人手不足等が言われている中で、何かしら方策を立てていかなければならないと思うのですが、今後の対策ということではどういったことが今考慮されているのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今後の対策の部分でございます。新年度予算で上程させていただいております募集に係る内容につきましても、今までは企画課中心に募集の業務をかけていました。事務の取り扱いとしましては企画課のほうでやっておりますが、より密接に業務の内容をきちんと応募してくる方に対応していただくために、各担当部署の方が中心となって募集内容、それから対応なんかも含めてやっていただくことで今方策を変えるようなことで、新年度予算につきましてもそういう予算づけで今議会に提案させていただいているという内容になってございます。当然これからも専門誌ですとかそういったいろいろな媒体を使いながら、全国的なPRをさせていただきたいと考えております。また、そのほかに有効な手だてがないのか検証していきながら、新たな方法をまた見出していくことも考えていかなければならないなどは捉えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、34ページから43ページ、3款民生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11番、西田でございます。35ページの在宅老人福祉事業経費のうちの81万円、賃金なのですけれども、臨時高齢者支援員が採用できなかったという説明があったのですけれども、この事業のそもそもの目的と採用できなかった理由、またこの事業が中止になったの影響、採用できなくても困らなかったのかどうなのか、その辺も含めてお伺いします。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） こちらの臨時高齢者支援員の賃金でございます。これにつきましては、6月議会で補正予算のほうを計上させていただいたところでございますが、こちらにつきましてはまず携帯電話から緊急通報システムのほうに移管するというに伴いまして、高齢者が移管後に操作等で混乱しないように支援をしていくという目的で採用する予定でいた職員でございます。ただ、募集をしたのですけれども、なかなか人が集まらず、ただ事務は進んでいきますので、最終的に町職員のほうに対応したということでございます。したがって、高齢者の方々に対する影響といったものはございませんで、職員のほうで全て対応

したということでございます。結果として、6月に補正したにもかかわらず、全額こういうことで減額になってしまいました。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 結局職員でもって対応したということは、職員が残業してやったのか、それとも別にそういうことはしなくても賄えたのか。それによっては、この補正を何のために組んだのかという問題になってきますので、その辺明確にお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） この業務のためだけにどれぐらい残業したというのは押さえておりませんが、通常の業務にこれが加わったということで、これが影響して職員は残業のほうはしております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 残業したのだというのなら、したなりにきちんと担当のほうはその辺を精査するべきだと思うのです。やはり何のための81万円かということなのです。採用されませんでしたと、その理由を伺っているけれども、別に答弁はないのだけれども、ただ採用されませんでしたということなのだけれども。実際に時給が低いのか、それとも対応できる人が集まらなかったのか、その辺をきちんと精査して、それでなったのかどうなのかということをも先ほど質問していますけれども、全然その答えがありませんでした。

2つ目に、残業したのなら残業したなりのこれだけの負荷がありましたよというものをきちんと示さなかったら、この予算を組んだ意味がないと思うのです。その辺をきちんと精査して答弁していただきたい。これ3回目なので、きちんとお願いいたします。それでなかったら補正予算を組むときにこれからちょっと考えなければいけない。よろしくお願いします。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 採用につきましては、公募をかけたのですけれども、まず応募がなかったという部分、それとさまざまところに声かけをしたりしながら探したのですけれども、そういった方がなかなかいなかったということでございます。最終的にその結果、繰り返しになりますけれども……

〔「だから、その分析をきちんとしているのかと聞いている。来なかった理由」と呼ぶ者あり〕

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 分析なのですけれども、分析はしておりますが、単純に時給が安いとかそういう部分で応募がなかったのかどうか、そこまでははっきり明確に検証はしてございませんが、いずれにしても職員が時間外を多少して対応したということ、それとあわせてこの補正予算につきましては6月に計上したにもかかわらず、未執行のまま今回落とすということで、こちらのほうにつきましては、担当課といたしましても見込みがちょっと甘かったのかなと反省をしております。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時11分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 何点か質問させていただきたいと思います。

35ページの在宅老人福祉事業経費の中で、緊急通報システムの賃借料について。これは、緊急通報システムというのは単身者だとか高齢者だとか必要と認められたところには今までも設置をしておりました。ただ、本年携帯の貸付事業がなくなったということで、またそれを設置する人がふえるだろうということも含めての予算計上ではなかったかなと思うのですが、151万2,000円の計上の中で78万円の減というその設置が少なかったということの理由は何なのか伺いたいと思います。

それと、もう一点、41ページの児童手当のところなのですが、一応予算は1億7,000万円程度になっておりますけれども、1,450万5,000円という減になっています。これは、予算計上するときはどういったことで計上をしているのか。もちろん子供の数というのは押さえられていると思いますので、当然それに合わせた予算の計上をしていると思うのですが、この減っている1,400万円という部分は、要らないと言った人がいるのか、それとも子供の出生数が減少したのか、他市町村へ移行した子供たちが結構いたという理由なのか、その辺の理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一点、41ページの4番目の放課後児童対策事業経費について。今後この放課後児童対策というのは大変重要な事業になると、この間議会で研修をしたときに言われました。というのは、今企業誘致も含めて、博物館の設置等を含めて、若い人たちがかなり多くやってきたときに、住になると。それから子供を守る環境が整っていないとだめだとお話があったのです。そういうことから含めると、地震のときに塀が倒れて、通学路の安心、安全ということでかなり学校も点検して歩いたと思うのですが、何を言いたいかという、私も児童クラブの環境整備で手すりをつけてほしいというお話の中からは人が出たということで、その後の対応をどうされたか。もう一点は夜迎えに行くので、暗いところなのです。ですから、迎えに来て帰るまでの安全性というのは、明かりを含めてどうなのかということを含めて児童クラブの環境整備の点検をして、本当に安心、安全に預けられる体制ができているかどうか。点検する必要があるのではないかなと思うのですが、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 緊急通報システムの賃借料78万円の減額の件でございます。当初見込んでいた台数よりも少なかったということなのですけれども、台数につきましては当初6月の補正の段階では121台の緊急通報システムの予定をしておりました。ただ、3月の見込みといたしましては、今108台ということで13台の減ということになってございます。

それと、人感センサー、こちらのほうも6月の補正段階では97台を見込んでおりましたが、3月の見込みの段階では42台ということで、こちらのほうで見込んでいた台数よりも55台ほど少ない台数ということです。減の理由は、これが大きな要因かなと思います。それで、なぜここまで人感センサーは台数が少なかったかと申しますと、月540円という自己負担が伴いますの

で、そういった部分でちょっと導入を敬遠されたのかなと考えております。こちらのほうとしては、もうちょっと導入していただけるかなということで予算を組んでいたのですけれども、理由は自己負担が伴うということで台数が少なかったと捉えております。

○議長（山本浩平君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 児童手当のご質問についてお答えさせていただきます。

この部分につきましては、平成29年度の補正予算の際にも吉田議員のほうからご指摘がありまして、そのときは1,000万円ほど減額補正ということで、そのときはもう既に30年度の予算計上がされていたという状況で、実際に予算の組み方としましては、まずは見込みの児童数を算出した中で、そこに異動分、出生ですとか転入転出、その児童数を見込んだ中で延べ人数を出して、それで積算をするということになります。それで、実際には今当初予算から見ますと1,100人ほど延べ人数で多くなっているという状況がありますので、今回の1,400万円ほどの減額補正につながってきたということがございます。

その理由といたしましては、見込みの人数というのが実績値ではなくて、前年の見込み数をもとに予算を過去に組んできたというところがありますので、その辺の転入転出、それから出生の見込みと差異が生まれたというところが多く見込んできたというのが現状としてございます。それで、先ほど言いましたように平成29年の補正予算の際にご指摘を受けた部分がございまして、今回平成31年度の児童手当の予算においては、その辺を実績のほうの見合いで過去の実績を加味しまして、こういった多額の補正につながらないような実績に合わせた予算計上を今回31年度でさせていただいているということでございますので、やはり見込みと相違ということで今回の補正の額が出てきたということでございます。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 放課後児童クラブのお迎えのときの環境整備についてのご質問でございます。こちらは、お迎えのとき例えば雪が降っていたりすれば除雪をしたり、また雨が多いときには水をよけたりとか砂利を敷いたりとかしてその都度対策はとってきたのですが、残念ながら、前回の議会でも吉田議員からご指摘いただいたとおり、ちょっとけがをされたお子さんもいらっしゃいました。問題としては、その都度対処してもなかなか追いつかないところがあって、全体的な環境整備が必要ではないかなと見ております。今教育委員会とも相談しながら、根本的な解決に向けての調整をしているところであります。

明かりの件につきましても、お迎えのとき暗くなるございますので、昨年度の予算で明かりをつけさせていただきました。ただ、これも全体的な整備の中でもう一度点検して、安全確保には努めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 緊急通報システムの件なのですが、高齢化率が43%を超えているまちで、認知症の方にはGPSですか、それを要望があれば持たせて、行方不明になつたりしないようなことでやっていくということなのですが、これだけ高齢化率がふえて、単身者がふえてくると、自宅で倒れているという方が大変多くなると思うのです。そういった中で、緊急通報システムの設置の条件、これが本当にいいのかどうなのか。これはずっと見直されていないと

思うのですが、たしか障がいがあるとか心臓が悪いとか何かかなりいろんな条件がありますので、この条件を再度見直して、本当にその方にとって必要な状態、70代でも倒れて亡くなることはあるのです。そんなことを言ったら切りがないですけれども、本人がお金を払ってでも希望したいというものもあるかもしれませんので、そういったことでの見直しをせっきゃく設置しようと思った台数がこれだけ高齢化が進んでいるまちで余るといのは、私は反対に不安だけれども、使わないうという方も多いのではないかとと思うので、その辺も含めて条件の見直しをすることが1つと。それから先ほどから言っていますように高齢化率が上がってきてこれだけになったときに、人感センサーというのもGPSをつけるということと同様に、家の中にいて倒れて亡くなっているということが結構多いわけですから、この人感センサーの月540円ですか、低所得者にとっては月540円というのはやっぱり大きいと思うのです。その辺の相手の所得も考えて、収入に応じて無償にするとか、いろんな設置を進める方法がどうなのかということをやすべきではないかなと思うのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから、児童手当のほうは、いつもこれは差異が生じるのはしようがありませんし、たしか出産目標は総合計画では100名ですから、そういう数字で追っていくのではないかと思いますけれども、60名ですから、延べにしたら四、五百人違います。そういうことからいくと当然変わってくると思うのです。せっきゃく国から出るお金を返すというのはいらないと思っているものですから、いないのにもらうわけにはいきませんが、なるべく実質の数字でこういう数字が余り出さないような形にしていくべきですし、少子化対策をきちんとやって、その出生の目標に至るような方法をとっていくべきだと思いますけれども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

放課後児童対策については、もちろんこれから預ける方もふえると思いますので、その増に対する対応も必要ですし、もう一つ心配されることは、小学生ですので、迎えに来た方が誰かというのはわかると思いますけれども、迎えに来た方が知らない方だったらその事故防止のために来た人に渡さないということもあります。そういったことも含めて、今基本的に危険性を見直していくということですので、しっかりそういった面も含めて、本当に安心、安全の放課後児童クラブのあり方であってほしいと願っていますけれども。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） まず、緊急通報装置システムの設置要綱の部分でございます。こちらのほうにつきましては、確かに心臓疾患ですとか脳血管疾患とかという持病を有する者ですとか、火災等の災害等に心身の理由で機敏に行動することが困難な者という表記がございますが、認知症の部分についてはこれではちょっとわかりづらいいかなということもありますので、こちらのほうについては検討してまいりたいと思います。

それと、人感センサーにつきましても確かに有料のためになかなか普及しづらいという部分は理由としてあると捉えていますので、また今後これについては普及できるように改めて取り組んでまいりたいと思います。

それと、GPSにつきましては、31年度、来年度から開始するものでございます。

○議長（山本浩平君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 児童手当の件でございますが、先ほど私のほうで見込み、平成30年度の当初見込みと、それから実績値の間に延べで1,147差異が生じていると、少なく差異が生じているということでございます。

それで、先ほどの答弁とちょっと重なってしまうかもしれませんが、ご指摘あるとおり、せっかくの児童手当ですので、しかるべき方に皆さんに手当を支給する形で、実際に今現況届が出ていない方で例えば支給がされていない方というのはいらっしゃいません。皆さん現況届等も出ていますので、皆さんに児童手当のほうは支給しているという状況でございますので、全額、満額を皆さんにお渡ししているという状況でございますので、その辺の見込みについては、31年度で出生数ですとかそういったものをもう一度精査した中でしっかりと予算組みをして、大きく差異が生じないように予算計上をしまいたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 放課後児童クラブの件です。児童クラブを利用されているお子様のお迎えについては、必ずお迎えに来た方が何時に誰が来たかというのを記録をとっています。もし事情があつて保護者の方が迎えに来られなかったときは、必ずその保護者から支援員のほうに電話を一度入れて、ちょっときょうは迎えに行けません、誰々をお迎えに行かせますという電話を受けて、必ず引き渡しをしているということになっておりますので、先ほど申しあげました環境整備も含めまして、引き続き安心な児童クラブの体制というのは整備していきたいなと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず、39ページのアイヌ施策推進事務経費の財団法人アイヌ文化振興研究推進機構の寄付金の関係ですけれども、これは出捐金から寄付金に変わったよということで、旧アイヌ民族博物館にあるものをそのままこっちのほうに出捐金を出したいということで若干議論されました。それで、この出捐金でなくて寄付金としなければならない根拠があるはずなのです。だから、その辺の根拠。それと、出捐金と性格が違いますから、寄付金となった場合はどのような使途とされるのか。その後白老町と寄付金ですから関係があるかどうかわかりませんが、白老町のそういうつながりがあるのかどうか。

それと、41ページの象徴空間周辺整備事業、これで工事請負費でバス駐車場の整備工事4,100万円減額になっています。これは、象徴空間の特別委員会で議論して説明されていますけれども、この補正予算に4,100万円ということで大きな数字が出てきていましたので、改めてこの落とす要因と、当初からの事業の変更に伴っていると思いますけれども、その辺の経過を含めてなぜ4,100万円落ちるかということを改めてここで伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問のありました財団法人アイヌ文化振興研究推進機構に対する出捐金から寄付金に変えた件ですが、まず旧アイヌ民族博物館の基本資産として出捐していた300万円を返していただいて、その後また戻すといいますか、また支出するというお話だったと思います。それで、合併後のアイヌ民族文化財団のほうで、まず基本資産としては旧アイヌ文化振興研究推進機構のほうの資産が十分にあるというところで、旧アイヌ民族博

物館の基本資産であった部分、持ち越してきた部分、その財産については財団の自主財源として基金として積み立てるといってお話になりまして、そういうことから旧アイヌ民族博物館に出した部分の300万円は、新しい財団の基金のほうに組み込ませていただくことにしたいということでございます。

それで、使い道につきましては、基本的には基金として積み上げて、自由に使うということではなく、外部の入っている評議委員会、あと理事会などを経たりして使用していきたいと。そして、その使用するに当たっても財団の財産として残るような例えば展示用の収蔵品の備品の購入であるとか、そういう形にきちんと残るものにして使わせていただきたいということで申し出がありました。それで、先月の中ごろに中村理事長のほうもお見えになりまして、町長とそのようなお話をしたところでございます。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） バス駐車場の工事費の減額補正についてのご質問でございます。予算当初には平成30年、31年の2カ年工事で、約9,000万円程度の予算を計上させていただきました。その後、昨年8月の象徴空間特別委員会におきまして事業費のコスト削減、そういったものをもう一度さらに検証いたしまして、駐車場の整備概要を含め、あとは民間の地域貢献等も活用した中で整備事業費を圧縮させていただきました。それに伴いまして、旧博物館駐車場を博物館工事の現場事務所として30年度に貸し付けをするという部分の手続も含めた中で、工事内容が2カ年で整備が必要だった部分が単年で31年度に整備が可能という部分も含めまして、30年度の部分につきましては落とさせていただくようなことで、31年度の1年間で整備を進めていくという計画変更に伴う減額ということになります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 寄付金の関係ですけれども、寄付金として基金に積むということは何も云々ではないのだけれども、その前段に資金が十分あるのだと。このアイヌ文化振興研究推進機構が資金が十分あるのだから基金にしたのだと。当初の先ほどの経過の議論からいけばちょっと合わないのだけれども、本来からいけば多分このアイヌ文化振興研究推進機構は公益法人で、そういう法人格によって法的に出捐金として受けられないはずなのだと思うのです。その辺ではないですか。だから、寄付金に回したということの整理をしておかないと、私が言っていること間違っているかもわからない。多分そういう部分があると思うのだけれども、ただ資金が十分あるから回したというのだったら、これはまた議論しなければいけなくなります。その辺の整理だけしてください。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 財団の基金の関係なのですが、ちょっと私の説明の不足もありまして申しわけございません。まず、基本的に財団法人の法律などの改正がございまして、基本資産というのは実際300万円ぐらいあれば財団としてやっていけるということになっておりまして、実際アイヌ文化振興研究推進機構のほうは、ここはそれぐらいはもう既にあるということで、だから基金として別に積み立てて運用していきたいということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）　ここで答弁は求めませんが、もう一度公益財団法人がどういう資金運用、出資金、寄付金、基金にするのだよという部分で、出捐金というのは多分受けられないはずですが、法的にこの団体が。だから、回したということだと私は思っているのだけれども、その辺をきちんと整理しないと、2回も同じような答弁だったら私は議論します。もとに戻って。だから、そこをきちんと法的に出捐金という名目で受けられないから寄付金にしたとか、あるいは財団として資金運用するための事業をやるための基金として置いておかなければだめだよと、そこに寄付金で受けて入れましたよというのなのか、その辺をきちんと整理をしてください。もしかしたら課長の答弁が正しいかもわからないけれども、私はその辺では納得できないので、法的にきちんと根拠があってこうやって移ったよと、多分そういうことができていのではないかなと私は思うのですけれども、今答弁できなかったら勉強しておいて、何かの機会のとときに答弁してください。

○議長（山本浩平君）　三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君）　議員の申しましたところについて財団のほうにも確認して、もう一度お答えしたいと思います。

○議長（山本浩平君）　ほか質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　なければ、先ほどの西田議員の質問の答弁をお願いします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君）　大変申しわけありませんでした。賃金の減額81万円の件でございます。補正の81万円と職員の時間外の差額という部分でございます。こちらのほう確認をさせていただきましたが、やはり正確に金額等は押さえられないというところでございます。ただ、時間外としてもごくごくわずかな時間ということになるということで、1つは時間外をした日数が少ないということと管理職も一緒に対応していたということで、時間外という部分では少ない時間外ということで、金額はちょっとわかりませんが、ただ差額という部分でいきますとこの81万円が丸々差額となるのかなと考えております。

○議長（山本浩平君）　ほか質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　次に、44ページから49ページ、4款環境衛生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君）　45ページにありますピロリ菌の除菌費用扶助について伺いたいと思います。

これは予算なので、余り触れませんが、このとき予算51万2,000円設けております。それで、たしか最初当初ということで2学年分を予算として計上したと思いますが、37万円の減になるということは半分以上減になるのですが、これは個人判断なのです。ですから、何人の方が受けられたのか、もしわかれば受けない理由、何か不安があるのかどうなのか。それと、もう一点は、受けた方で結果的にはどうだったのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） ピロリ菌の検査と除菌の支援についてでございます。まず、今年度は、先ほど吉田議員がおっしゃられたとおり、中学2年生、3年生を対象としておりまして、対象人数は全部で219名中158名の方が受けられまして、受検率が72.1%となっております。このうち16名の方が感染が疑われる陽性と判明いたしました。その後、陽性と判断された中学生のうち2次検査を受診された方は9名でございます。最終的に除菌が必要だと判断された方は6名でした。そのうち除菌を行った結果、現状におきましては4名の方が既に除菌をされている状況で、残り2名に関しましては今後最終的に結果が出てくるのかなと思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（下河勇生君） ここはちょっとデリケートな部分もございまして、知られたくないとかいろいろありますので、簡単にこちらのほうでもなぜ受けないかというところは、啓発はなかなか難しいところがございますので。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 今伺って、大体1割の方が疑いがあるって、そのうち9名ですから数的には少なくはないと思うのですが、先ほどおっしゃったようにピロリ菌あるのでないかとかいじめの対象になったりするのかなというちょっと心配もあるのですけれども、それ以前にがんの予防であるということをしかりと子供にも親にもきちんと知っていただきたいと思うのです。そのためには専門家、医師だとかそういった方々による本人、それからご家族への講演会なり、そういう説明をできる場を今後設置して、教育長もまた来年度も進めるということであれば、そういった理解を深めていただくことにつながるということ、それからもう一つは子供があるということは大人がある可能性があるのです、父親とかが。そういうことにつながるとこういう研究している方のお話ではありますので、そういうことの予防にもなると思いますので、そういうことも今後開催をして対応していけないかどうか伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校に関する部分ですので、私のほうからもお答えしたいと思うのですが、30年度初めての事業でありまして、結果として今7割程度の受診率ということで、その結果は私たちのほうでも確認している中では、ちょっとまだ普及が少ないのではないかと押さえております。31年度も同様に行う予定であることから、なるべく受診を積極的にというか、勧奨していく中で予防に努めていきたい部分と、それから教育の現場のところでもがん教育については行っておりますので、そのあたりの取り組み方ですとか内容の確認、変更とか検討とか含めて行う中で受診につながっていくような、予防に努められるようなことは進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。46ページの緑化推進費、1,441万8,000円の減額になっております。これは、以前議論をして、4,427万8,000円の事業のときに議論をして、ちょっとおくれて今補正予算に出ているのですが、私は減額したわけですから一定の評価はしたいと

と思いますが、この移転先、自衛隊官舎の横に移転をされております。私も2度ほど行って見たのですが、あの官舎の横にハウスが西側に3棟建って、古いやつが東側にも3棟建っているのです。何か環境的に私はよくないなと思うし、自衛隊の官舎を囲んだような形になって、自衛隊ですから、自衛隊は国を守るのだけれども、官舎を守るという言葉はあの自衛隊の方々は出せているのではないかなと。恐らく腹の虫は相当怒っていると思う、あのやり方は。ですから、環境的にどうしてああいう事業の仕方をするのかなと、ここは私は全く疑問に思っているのです。

それから、環境問題にもう一つ加えれば、これから肥料も運んで、大量の肥料が必要です、6万株つくるのに。それから、温度が上がると、テントを風通しよくするためにまくり上げる。そのときににおいもするだろうし、それからハウスが夏になると伸びるのです、収縮の伸びる。ですから、上のバンドも伸びて、温度管理するときに西風が吹くとともにハウスがばたばたまくって、私は大変な騒音も出るなと思っているのです。なぜあの場所につくったのか。まちとしてつくって、あれでいい環境で町民が安心して暮らせる環境だと思うのかどうか、まずこの点1つ聞いておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） ただいまの松田議員の質問でございます。フラワーセンターの移設の関係でございますが、まず移転先、なぜあの場所なのかということで、移転先の検討経過について簡単にご説明したいと思います。庁内で今回移転先の検討に当たって、まず将来的な土地利用の可能性、それから移転先に係る整備費、そのあたりの比較検討を行いまして、町有地各所ありますけれども、どこが最適かということで検討を重ねてきたところでございます。

本件の移転先、緑丘の自衛隊官舎の隣接地になりますけれども、こちらについてはまず土地の形状がおおむね平らということで大がかりな造成工事が不要という部分と、あと電気、水道ですとかの設備がすぐそばに布設されておりまして、まず1点はその整備費用が最も安価であったということがございます。また、当該地につきましては、用地の中を横断して下水道管が埋設されておりまして、ほかの建物の建設は難しいということで、他の土地利用の可能性が将来的にもちょっと見込めないという部分で、遊休地の有効活用を図る観点から当該地が適地だと最終決定をしたところでございます。

それから、特に夏場の肥料、堆肥のにおいですとか、あとビニールが伸びて騒音の部分ですけれども、今までは苦情はなかったのですけれども、今回自衛隊官舎が極めて直近にあるという部分でご心配いただいているかと思っております。この部分につきましては、まずビニールのばたつく騒音につきましては私どもも懸念する部分でして、一つの対策としては防風ネットをビニールハウスの周辺に回して、風を少し軽減するような形をとりたいと考えております。あと、肥料のにおいにつきましても化学肥料ですとか、例えば牛ふんの堆肥を使う場合でも完熟のものを使うなどして極力においを出さないような、そういったことで花とみどりの会のほうとも十分地域の環境に配慮した中で進めていくということで今後もお話をさせていただきたいと思っております。

あと、景観の部分で西側3棟のビニールハウスの件ですけれども、今花とみどりの会のほうとは桜ヶ丘通り沿いの1棟につきましては、春にもう少し雪が解けて地盤が緩んできたときに中の荷物を整理して、撤去するという調整をさせていただいております。残る2棟につきましては、まだ中の荷物ですとか肥料とかというのものもあるものですから、今すぐ撤去ということでお答えができないのですけれども、どのような整理が可能かどうか、そのあたりも会のほうと今後お話をさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） もう建ててしまったからどうにもならないのですけれども、花とみどりの会が約30年になる、苗づくりをして配付して。約6万株を町内に配付している。あの花とみどりの会の大きな目的に高齢者の生きがい対策だと、こう言っています。6万株のうち、公共施設を抜いた町内に配付しているのですが、例えば北吉原町内会の場合はもう要らないと言っているのだ。やる人がいない。管理する人がいないのです。植えるときは何人か集まるのだけれども、草も取らなければいけないし、それから土かけもしなければいけないのです。それから、最後にまた整理もしなければいけない。しかも、その土地も場所がなくて、民間の借りた土地なのです。借りている土地。植えるところがないわけですから。町内に配付しているといっても、北吉原は1区から6区まであるのですが、1区と6区だけ植えているのです、端にだけ。真ん中は全然植えていません。そういうことからいくと、私は4,500万円かけるときに言ったのですが、今回1,400万円下げたから約3,000万円ぐらいの予算になるわけです。今後これが今まで30年やったわけですから、ハウスの施設が30年もったのかどうか知らないけれども、これからまた30年も40年も続くわけです。せつかくもうつくってしまったから。そうすると、30年前2万2,000人の人口のときにあと30年すると1万人になると言っている中で、パンジーの花、パンジーとマリーゴールドなのだけれども、この花をずっと植えながら、まちに配付していくというのは、私はこれはなかなか厳しいと思うのだ。ですから、私は前の議会でお話ししたのは、民間から株を買うのも一つの方法だよと。

それから、ここに書いているとおり高齢者の生きがいであれば、これはほんの一握りの人方だけです。ハウスに係る一握りの人だけ。そして、あとはこの管理している人方はある程度の経費がかかっています。ある程度の経費がかかっている。町内に配付した人方は、経費は一銭ももらっていないのだ。そういうことからいくと公平さも欠いている。それから、マリーゴールドの株は50円ぐらいです、農園から買うと。そうすると、6万株で300万円。そして、それを町内の方々が配付してもらったら、それこそ生きがい対策でやるならまだしも、一部の握りの人方だけで育てて、多少お金をもらって育てる。悪いと言っているのではないです。それで、こういう事業が私は税の使い方として正しいのかと。株を買って、そして配付して、公共施設なら公共施設にお金をかけて管理するのは別ですけれども、こういうやり方は考え方としておかしいのだ。私はそう思っているのだけれども、あのハウスをもうつくってしまったから、これが延々とまた続いていくのだ。ですから、いつも私が言っている議会でもう少し議論をして、それからやるべきだと私が言うのはそこにあるのだ。でも、もう3,000万円もかけてつくってしまったから、これはまた30年永遠に続くだろうけれども、私はこういうことを常に言っている

のだ。もう少し議会で議論をする場なのだから議論をして、そして先を見通した税金の使い方をして欲しいと言っているのはそこを私は言っているのだ。そういうことで、前に私も言った以上もう一回言っておかなければならないから質問をしたのですが、どうですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） フラワーセンターのお話から大局的な税の使い方という、そういう視点のご質問であります。今回の移転内容とか経緯については、担当課長が説明したとおりなのですが、この事業にかかわらず松田議員がおっしゃっているのは、それぞれの事業投資に当たっては、議会との先般もありましたけれども、深い議論と申しましょうか、税の使い方、町民の血税ですから、それに当たっての方向性をきちんと整理した上で一つ一つ解決していかなければならないだろうと、こういう視点でのご質問と捉えております。事業そのものは反対でないと、花いっぱい運動を含めてそういう展開は必要性は言っていたので、その内容については今後の進め方として、きょうご質問の中で課題といたしましょうか、そういう点を投げかけられましたので、いろいろな事業の使い方についてはもう一点そういった部分を整理しながら各事業に当たっての考え、そういうものは整理していかなければならないかなと捉えてございます。

○議長（山本浩平君） 先ほどの前田議員の質問の答弁をお願いします。

三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 前田議員のご質問の基本財産の扱いの部分なのですが、財団にも確認したところ、財団法人の制度の改正がありまして、財団として基本財産として受け取れないということから、基金としてそこは積み立てさせていただきたいということでございました。

○議長（山本浩平君） 法的に全く問題ないということで捉えていいですね、そういうような質問でした。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は問題があるとかではなくて、先ほど答弁があったように資金が十分あるから寄付金でもらったというのはおかしいでしょうということです。そうではなくて、そういう法も変わって、財団の法人格も変わって、資金の扱い方も変わったから出捐金として受けられないよと。だから、基金の積み立てとしての寄付金でもらったという、だから法的な根拠の中で受けられないからそっちのほうに回したという部分でしょう。

そういうことだから。だから、そういう整理をしないと、うちは旧博物館から引き揚げて、今までやっていたから、同じアイヌ文化振興の仕事をするのだから回しましょうという話にたったのだけれども、それはそれでいいのだけれども、それは出捐金のままで行っているわけです。だけれども、制度が変わって、法のもとでいけば受けられないということだから、寄付金に変えたということでしょう。もう一回きちんと教えてください。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 先ほどの基本財産の扱いなのですが、制度の改正があ

りまして法人として受け取れないということから、基本財産ではなく基金として積み立てたいということでございました。

○議長（山本浩平君） それでは、また環境衛生費に戻ります。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今同僚議員が質問した件なのですけれども、全くそのとおりだと思うのです。そのとおりだというのは、4,400万円が3,000万円になったと。これは、議会の議論を経てそうになっていったわけです。そのことについては、私も同じように評価できると思っています。ただ、政策的に考えたときに、予算を組むときに人数が多いとか少ないとかという問題ではないのです。そうすると、どこが担当かわかりませんが、要するに過剰見積もりで建てたと言っ言えない中身でないのだ。何で4,400万円が3,000万円になるのに、初めからそう組めないのということを私は今聞きたいのだ、政策的な視点で。どうしてかといったら、これだけプランをつくって厳しい財政状況があり、各課から出たものが財政や理事者がずっとチェックしていくわけです、予算をつくっていく中で。そこで全部通ったものが議会に出てくるわけです。議会とのやりとりの中で、それをある部分反省をして減らしたということについては、松田議員が言ったように私もそれは本当に評価できているのです。だけれども、なぜ初めから3,000万円の予算にならないのか。もちろん TENT を収納するところは初めはなかったとか、それはいろんなことは言うのだろうけれども、私は本当にそういうところが政策的に精査されて上がってきているのかどうかというあたりが、議会の中であれだけ議論したら下がっていったという、それは議会のチェック機能が果たした役割として評価できるのだけれども、そこら辺がどうも釈然としないのです。3分の1の金額ですから。初めからそうしたら、その一千何百万円というのはほかの事業に使えるわけです。だから、そういう視点で見るときに本当にきちんと議論をして上がってきているのかというあたりが、これはなかなか答弁するのも大変だと思うのだけれども、私はそういうものが非常に感じられるものだから、その答弁をお願いします。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問でございますが、政策議論という視点であります。どうやって予算編成してきたかという、ご質問の中にも当然シート保管庫や、それから休憩室、そういったものを見直して4,400万円を約3,000万円まで落としていったというのはご承知のことだと思います。当初予算のときにはそれぞれの必要性というのがやっぱりあって、去年の2月14日の象徴空間の特別委員会にあそこにインフォメーションセンターをつくりたいと。それは、いろいろな課題があって実行できないということのを定例会3月会議の冒頭で私が申し上げて、全体計画をつくった上でやりますと。そういう過程の中も踏まえてくると、それが出たり、引っ込んだりしまして、最終的に昨年8月29日の象徴空間特別委員会において整理をやつてきたというのが正直なところなんです。ですので、当初予算のときの議論が深まっていないという指摘は、それは甘んじて受けたいなと思います。そののどうしてもプロセスの中に一部が固まっていなかったことによって生じたこの事業でございまして、そこにひずみが発生してしまったというのは揺らがない事実だと捉えていますので、今後こういうことがないように我々も反省する

ところはしっかり反省して、予算編成に当たった政策議論、この部分はしっかり深めて努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。おおむねこは理解しました。あとで質問することがありますから。ただ、私が言いたいのは、議会が余り言うとな度は政策的に物事できなくなってしまうということもあるのです。だから、そこは十分配慮した上で、しかしこういう形で3分の1が削れるということは、初めにそういうことを考える人が誰もいないというのは私はちょっと違うような気がしたものだから聞いたのです。だから、それは仕事をするのはだめだというのではなくて、無駄なものがあつたらきちんと切るような姿勢が全職員の中にないと私はだめな気がするものだから、議会のチェック機能を果たすためにはやっぱりそういうことを一定程度は言うべきだと思うから言っているという理解をしていただいて、そこはわかりました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今のフラワーセンターの関係ですけれども、これは立場を変えていうと私の町内会に建っているのです。それで、今も松田議員、大淵議員も話していましたが、3月会議で私も質問して、環境を十分に考えてやってくださいということで、その後いろいろ提案していたのですが、あそこに建ってしまつて、非常に町内会から景観が悪いという苦情が来ています。

それで、あとほる言っても仕方ありませんけれども、今の松田議員が言った部分が十分に懸念されるのです。肥料のにおいがする。それから、ビニールハウスの音がする。劣化する。それと、あそこはしょっちゅう車が出入りしますから、今の状況でいけばぬかつてしまつてひどいのです。きれいに整理していないのです。お金入っているかどうかわかりませんが。だから、その環境整備とあの3棟については、右側の古いものがひどいのです。1棟とると言つたけれども、あと2棟も十分に撤去する考えを持ってほしいことと、今松田議員が言った環境上指摘されたことは、これは町が責任を持ってやるのか、フラワーセンターを請け負っているフラワーセンターの方がやるのか、その辺きちんとけじめをつけておいてほしいと思います。今までの経過でも本来町があれを考へて建てたのか、フラワーセンターの考へ方によって十分今言つたように議会でも議論しないでそのままやつてしまつたと、私はそう見えていますから。町が事業主体として、本当にあそこをどうするかと考へてやつたかどうかは非常に疑問です。ですから、私はここで確認しておきますけれども、町内会の人からも言われていますけれども、今言つた問題についてはどちらが責任を持ってやるかだけは答弁してください。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） フラワーセンターも花とみどりの会が母体になっていますから、そこ町とこの部分は十分協議をして、ご指摘があつた部分をどのように解決していくか、その方策は見出していきたいと思います。議員から町か、あるいは民間か、どちらかという選択という視点でのご質問ですけれども、そこは相手もあることですから、そこは協議して、課題がある部分は解決しなければならないというのはそれは当然ありますので、その点環境の部分、

それらを踏まえて方向性は出したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ぜひ早急にさせていただきたいと思います。なぜ私が言うかといったら、あそこのフラワーセンターがあれば建つときに、私も町内会の説明会云々ということも担当と話しましたけれども、それは受け取り方が違うけれども、あそこの工事が始まる前に挨拶に来たのはフラワーセンターの責任者です。こうやって来て、あそこにハウス建てるから頼むねと。町は一切来ていません。その後工事関係者が紙1枚持ってきて、町内会にも配達できないような連絡です。そういうことを見ているから私は言うのです。ですから、もしフラワーセンターのほうでやるとしても、それだけの手当てになれば当然町からお金が出るわけでしょう、必要とすれば。だから、そういうことを整理をきちんと早目に公式に整理をしておいてほしいと。うやむやになって、春になって始まったときにまた問題になりますから、そういうことは相手もきちんと今言われたことを整理して、自分たちの責任になるのか、それは町のほうでやってくれよということになるのか、そういうことをぜひ整理していただけるようにきちんとおきます。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 多分花とみどりの会の代表の方が町内会長とお会いしたときの機会を見て、そういう話をされたのかなと思います。基本的な部分はセンターという部分がありますから、そういうお願い事をしたのかなとは捉えています。ただ、町としても補助団体ですから、町の責任はないということには決してなりません。ですので、早いうちに方向性をきちんと出してくれと、こういう部分がありますので、きょうはこのご意見があったことを持ち帰って、先方との協議は再度やっていきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、50ページから57ページ、5款労働費から7款商工費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11番、西田でございます。51ページの農業振興費の白老牛肥育素牛生産拡大支援事業についてであります。今年度の臨時事業、新規事業等についてということで600万円ついてるわけなのですが、ところが第5次白老町総合計画の実施計画書では平成30年と31年、2年間にわたって計上する予定になっておりました。本来この事業の目的というのは、どういう意味を持ってこれをやろうとしていたのか、そういうことをまずお伺いしたいと思います。先般の説明で、アドバイザーを町が主体となって行うべきだという意見があっ

たということをおっしゃっていましたがけれども、この意味というのはどういうことなのかということがあります。

それと、現在白老町における農業の現状と課題であります。昨年9月の決算のときの資料をいただいたのですけれども、その資料を見させていただきますと出荷額、素牛と肥育と両方合わせますと30億9,000万円、これだけの生産があるわけなのですけれども、白老町の現状がどうなっているのかということは、今世界規模で貿易自由化が進んでいる中で白老町が実際にどういう立ち位置で、これからどのようにして白老牛を考えていくのかということも含めてのものなのかと私は勝手にですけれども、そう思っていたのです。やっぱり白老牛はその中でどうやって生き残っていくのかということが大事で、実際には今非常に高い価格で推移はしていますけれども、この状況が一体いつまで続くのかということも考えたときに、この事業の600万円を落としたということは私は非常に心配しているものですから、その辺も含めてご説明をお願いしたいと思います。

それと、55ページの食材王国しらおいブランド強化事業、こちらのほうは133万4,000円落ちておりますけれども、今までの経過を踏まえますと、これは発展的解消と言っていましたので、私は協議会を解散されて、またこの事業を落としたということに対しては、評価はさせていただきたいと思います。これは意見です。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） それでは、先に白老牛の肥育素牛生産拡大事業の件につきまして答弁をさせていただきます。

今回本事業につきましては、白老牛の生産拡大に向けました町内の検討体制の組織化を図るため、専門のアドバイザーの招聘を含む各種調査検討組織の運営支援、こういうことを外部のコンサルティング会社に委託するための経費として600万円を計上させていただいたものであります。事業見送りの理由といたしまして、本事業の実施に向けまして事前に関係者と協議をする中で、外部の専門家を呼ぶ以前にまずは関係者の中で課題等を整理すべきとの結論に至ったものであります。その理由といたしまして、関係者の課題認識にずれといたしますか、それがあつたというのが大きなものでして、例えば今回の検討テーマとしておりました改良センターの肥育センター化、牛舎を整備して肥育増頭を進めていくという検討テーマがございましたけれども、一方で牛舎を整備してどんどん増頭を進めるべきという部分と、逆に牛舎を整備したところで誰が牛を預けるのだと、誰も望んでいないぞという全く正反対の意見が出てきたり、素牛の生産農家と肥育一貫生産やられている農家で持っている課題の違いですとか、そういうものがお話を聞いている中で非常に多く出てまいりました。非常にたくさんの課題がある中なのですけれども、要するにあれもこれもといういわゆる相対的な議論を進めていったとしてもなかなか実のあるものにはならないということで、まずは個々の農家のしっかり声を聞いて、課題をぐっと絞り込んだ中で関係者でしっかりと共有して議論を進めていくべきだということで、そのためにはもう少し時間が必要だということで、今年度の事業を見送った経緯でございます。

それから、世界的な動きの中で白老牛の立ち位置といたしますか、将来展望という部分で、西

田議員のほうでおっしゃっていただいたとおり、ご承知のとおりTPPを初め日豪のEPAとか関税交渉もろもろありまして、新聞報道にもございましたけれども、1月の牛肉の輸入量が前年比で1.5倍にふえたという実態もございますので、農家の中でもこのまま市場価格が高どまりといいますか、高水準で推移するかという部分については非常に不透明感が広がってきているというのが実態でございます。そういった中で今回この事業を見送ったということでご心配されているというお話ですが、これにつきましては今回600万円のコンサルティングの委託という部分は取り下げいたしますが、しっかりと次年度以降も農家、それから農協を初め関係団体の意見などをきちんと共有いたしまして、お話を聞きながら課題解決に向かってしっかりと関係者で検討をしていくということには変わりありませんので、そこはもう少しお時間はかかりますが、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 食材王国しらおいブランド強化事業の減額の補正について、ただいま西田議員から評価をいただいたところではあるのですが、とはいいいながらも当初予算において議会の議決をいただきながら減額補正に至ったということに対しましては、予算上程前の議論が足りなかったことを私としては猛省しておりますし、あとこの部分は担当課長として不徳のいたすところであることから、深くおわび申し上げたいと思っております。

それで、未執行ということでございますので、若干ここに至る経緯をご説明させていただきたいと思っております。平成30年度においては地産地消推進協議会の事業として、予算要求の段階においてはブランド認定制度というものを構築した中で白老町の推奨品としてふさわしいものを選定して、白老町の食のブランドを広くPRすることを目指しておりました。しかしながら、今年度に入りましてから協議会の役員と再度検討を行った中で、ブランド認定制度自体の必要性について、本当に必要なのかというところを再検討したところでございます。その中で、既に虎杖浜たらこが商標登録されていること、あるいは白老牛が既にもうブランド化されている。それから、2つ目としては、ブランド認定制度については多くの全国の自治体が導入している中でなかなかメリットが薄くなってきて、制度そのものが先細って形骸化していくといった状況を踏まえたときに本当に必要なのかということで、12月に開催しました総会の中で審議をいただき、事業そのものを見送ったということでございます。あわせて当協議会においては、平成18年に発足以来食育教育、「まぐろの日」、シーフードカレーあるいはバーガー&ベーグルといった地場の食材の安全、安心、そしておいしさを広く普及させてきましたけれども、近年においてはブランド力を高めるための研修会の実施が主たる事業となっております。したがって、当協議会としては、これまでの取り組みや一定の役割は終えたものとして、発展的に解散するといったようなことでその道を選択したものでございます。

それで、今後の展開ですけれども、今後は行政主導の組織ではなく、意欲ある若い事業者が団結してブランド力を高める取り組みを既に行っておりまして、実は先月の13日にも白老町魅力発見セミナーというものを独自で開催したところでございます。そういった新たな動きが芽生えておりますので、行政としてはこうした民間の自発的な取り組みに対して側面から支援していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 食材王国のほうに関しましては理解いたしました。

まず、こちらのほうの生産拡大支援事業なのですけれども、本当は言うてはいけないのかもしれないのですけれども、この部分は31年度の予算にはのっていないのです。ですから、私は間に合うのかと。今の世界の流れから間に合うのですかと、ほかの自治体の流れから間に合うのですかと反対に心配するわけです。本州のほうに行きましたら、いろんなところでそれぞれの地域のブランド牛ということですのでい勢いで努力されています。その中で白老町がせっかくここまで名前をつかってきたのにもかかわらず、町内で使いたい白老牛がなかなか手に入らないとか、買いたいのだけれども、それを商売にして自分のところで例えばカレーライスをつくりますよとかカツにしますよとか、そういうような販売網が整備されていないためになかなか限界があるわけです。その中でこの事業をやって、きちんとこれからどうするべきなのかという計画を立てていかないことには、実際には頭数だって当初予定では肉用牛の飼養頭数の拡大は1万2,464頭から目標が1万6,700頭、白老牛出荷頭数の拡大で1,420頭から2,000頭にといい、こういう拡大目標を持つということは、やはりそれだけの需要を見込んで、そして農家自体のこの関係者の人たちの収入増、また雇用増にもつながることだと思っから、こういう計画を私たちは議会で承認したわけなのです。先ほどもおっしゃっていましたがけれども、認識のずれと。牛舎の整備が先なのか、それとも後継ぎ問題が先なのかという問題もありますけれども、そういうことを協議してもらいたいと思っ、私はこういうアドバイザーだと思っのです。ところが、その問題点をまず自分たちでということも大事かもしれないけれども、どこかできちんと町がそのところはリードをして、自分たちの問題点はこういうところにあるのだという認識を持つための勉強会は、素人の人たちが集まってやっても私はきちんと見えてこないと思っのです。やはりそこは専門家にきちんと教えていただいて、その中で共通の認識を持って、そして問題点を洗い出して構築していくという形が必要だと思っのです。それを自分たちだけで集まっていて、~~言い方悪いかもしれないのですけれども、ドンダリの背比べみたいな状況~~で果たしていい知恵というか、そういう発想ができるものなのかどうなのか私は非常に疑問に感じるものなのですから、ここのところは質問させていただきました。もう来年度の予算に入りますけれども、その辺をきっちりと考えて、ぜひ急いで組み立てていってもらいたいと思っます。それについての理事者側のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 所管する立場でご答弁申し上げたいと思っます。

まず、今回の減額補正は、ただいま担当課長からご説明した理由の中で減額させてもらったと。執行するまで昨年来担当課長のほうとも随分私も相談が来たものなのですからどういう展開の方法がいいか議論を重ねてきました。昨年の予算時のときの議論の中にもありましたがおり、農家回りをしっかりして、農家の声をしっかり押さえた上で執行するのならまだ理解できると、こういうご意見もあったり、そういうさまざまな声を整理した中で、先ほど課長が答弁した内容で整理させていただきました。大事なことは、西田議員がおっしゃったとおり、世界的な動きもある中で我が白老町の基幹産業である畜産というこの部分をこういう事情だけで遅らせて

いっては大変な危機感があるというご指摘ですので、来年度の予算の話になってしまいます。確かに予算盛っていませんけれども、お金がない中でどういう手だてをできるか、その辺は町、農協、それから各農家、こういったところもしっかり交えた中で課題を持ち寄って、そのための解決方策、対策、こういったものをしっかり導き出したいなと思います。その上で、必要ならばまた議会に予算の上程という次のステップになるかもしれません。まずは、そういう協議を経て、議論を深めた中で必要となればお願いする、そういう経過になってくるとも想定されます。ですので、まずは今回は補正予算の提案でございますので、こういう事情で減額させてもらいたいとご提案申し上げておりますので、次の展開は31年度、その点今ご指摘のあった部分は速やかにやっていきたいなと捉えております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時41分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 私も51ページの白老牛肥育素牛生産拡大支援事業の件で、今るお話しいただきましたけれども、これはもう何年も前から同じような議論の繰り返しで、私も一般質問でさせていただいておりました。ここにきてまだ行政としてどういう方向でいくか目標数値を持っているにもかかわらず、どうするかということが明確になっていない。ましてや予算づけされているにもかかわらず、それをまた執行しないで戻しているというこの考え方、ここはちょっと問題があると思います。これは、各農家の方々が考え方が違うというのは、それはもう以前からそういう話はされてきました。しかしながら、それを受けながらも、行政として目標数値というのを設定しているのです。ということは、その目標数値に対して行政としてどう予算をつけて執行するかということなのです。今回については、そういう目標数値に対してどう予算づけするかということを議会に諮って、議決して、予算づけしたにもかかわらず、またこの結果というのは私はどうなのかなと思いますし、今後行政としてどのような考え方で進めていくのか、もう一度お話をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 今回600万円の当初予算をいただきながら執行を最終的に見送らざるを得なくなったという経緯につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでありまして、担当課長といたしまして大変申しわけなく思っております。

それで、繰り返しの答弁になりますが、今回600万円を交付金事業としては予算は使わなくなりましたけれども、全く取り組まないということではなくて、新年度以降においてもまずは関係者、農家、農協の意見交換といいますか、しっかり声を聞き、課題を整理し、共有した中で検討を進めていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） その件については私も理解しております。ただ、ここ数年といっています

か、私も議員になってからその件については質問させていただいておりますが、これはずっと永遠の課題、各農家が考えていく経営の方法というのは一つにならないというのは現実、これはもう変わらないと思うのです。しかし、行政として目標数値を持っているわけですから、それに対して行政がどのような方向で行っていくかということをする。だから、それをまた必ず一つにするというのは無理があると思いますので、政策としてどうするかということを確認にして、それについて進めていくという方法をとるしかないのかなと私は考えているのですけれども、その辺についてはどのような見解でしょうか。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 私個人的には理想はといいますか、今は吉谷議員がおっしゃられるとおりの農家の中でも抱える課題、見ている方向が違うといいますか、そういう状況がございますので、やっぱり一定行政が導かなければならないという部分はあろうかと思えます。できれば行政主導ではなくて、農家なり、関係団体みずからが主体的に取り組んでいただけるというのが一番なのですけれども、まずスタートラインとしては行政が旗振り役になるというのはそのとおりだと思います。

目標に向かって政策的にという部分でございますけれども、この600万円の交付金事業以外にも取り組んでいる部分がございますし、また農家の声を聞きながら、いろんな課題解決に向けて取り組めることはたくさんあると思いますので、そこについては目標に向かって一つ一つ課題をクリアしながら、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 3月の年度末の補正予算ですので、何点か事業の流れについてお聞きしておきたいと思えます。

57ページの民族共生象徴空間受入体制整備事業です。これについて中身にも若干入りますけれども、まず3点ほどお聞きしますけれども、総額が3,580万円の事業費なのです。それで、よく中身を見てきたら5つぐらいに分かれています。その3,580万円の大きな事業であるけれども、不用額13万2,000円になっているのですけれども、5つの事業があったと思いますが、5つの事業のうちどれが不用額になっていたのか。あとは予算どおりの委託契約の額で随契みたいになってしまっているのか。

それと、当初予算で議論しなかったのですけれども、よく見たらこの象徴空間受入体制事業の中にまちづくり会社プロモーション強化調査検討業務委託と入っていたのです。私も当初予算で質疑して議論しなかったのは悪かったのですけれども、今回補正になって減額が出ていたので、よく見たらまちづくり会社プロモーション強化調査検討業務委託とあったのです。後でまた2問目で質問しますけれども、何を調査をしたのかなと。調査の目的と何を求めていたのか教えてください。

それで、受入体制整備事業ということになっていきますけれども、この中に該当するかどうかわかりませんが、町が補助金を出してつくったものかわかりませんが、夏にお勧め体験プログラムというリーフレットができて、各ところに配付しているけれども、この残部というか、ある程度最近になって回収していると言っているのです、多くのお金をかけながら。何か

不都合があって回収しているのか、夏にお勧めだから、夏が終わったから回収しているのか、その理由が何なのか。この3点伺います。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 民族共生象徴空間受入体制整備事業13万2,000円の不用額については、受入体制整備調査検討業務委託の中の観光消費動向の調査、この部分が入札によって13万2,000円減額になったといったところが不用額が出た要因でございます。

2点目のまちづくり会社設立支援の関係の業務委託でございます。これにつきましては、今まちづくり会社と申しますか、日本版DMOの取得に向けて、観光協会がみずから主体となってDMOをとりたいといった要望が出てきたところではあります。その前段からまちづくり会社をいわば日本版DMOを観光庁に登録するに当たって具体の事業計画、こういったものの提出も必須になってまいります。そういったものを作成するために今の町内の観光の現状調査ですとか、あるいは白老町がDMOを設立するに当たってどういった組織体制でいって、どういった収益事業をやっていけば自走していけるのか、そういったところを調査した中で、今後登録申請するであろうDMOの提出する資料の一つとして調査事業を実施したものでございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時54分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは、今言ったまちづくり会社プロモーション、今担当課長が答弁したことは非常に政策形成の中で微妙な答弁なのです。これは私一般質問していますから、その中でたゞします。ここではしません。

それで、1つに何を聞きたいかという、目的にこういうことを言っているのです。まちづくり会社をもう前提としています、今の答弁を聞くと。何も議会にかかっているはずで。そこで、不透明な中であって、これを見たらウェブサイトを構築して、(仮称)まちづくり会社が収益を確保することを目的とした調査と言っているのです。これはインターネットに出ていますから聞くのです。それで、ホームページによると、これだけの大きな事業を11月2日に事業説明しているのかな。聞こうと思ったけれども、私のほうから言うから。課長調べるの大変だから。11月2日に公募する内容の説明やっているのです。そして、12月に契約しているのです。もしずれていたらこれは言ってください。納期いつだと思えますか。2月28日です。たった2カ月でまちづくり会社がどのような収益を上げる調査をして、目的が上がってくるのということです。多分28日だから、もう業務報告になっていると思えますけれども、その内容、何を調べて、どういうまちづくり会社が収益を確保することを目的にしている、それをつくっているのです。もうこれで事業がこういうものにしたほうがいと上がってしまっているの。言葉悪いけれども、前段のことを抜きにして、何かわからないうちに見切り発車したり、既成事

実化しているみたいなことでやっているのだけれども、どういう内容になっているのですか、報告は。収益の目的どうやって出してきましたか。そして、まちづくりの必要性は議論しているからいいけれども、これを私が言ったまちづくり会社の議論をしている中の整合性とこの事業を業務委託した根拠は何ですか。多分庁内で議論していますよね、合意の上で。そして、（仮称）まちづくり会社は収益を確保することを目的として業務発注している。踏み込んでいますが、政策ですからいいと思いますけれども、その答弁をお願いします。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） DMOの設立に必要な事業計画書の作成、これとはまたちょっとこのまちづくり会社プロモーション強化調査検討業務というのは別のものです。これ自体は、DMOを設立したときにどういったウェブサイト、どういった情報の発信の仕方をしていいかという調査業務を行ったところでありまして、これについては観光庁に申請するときの事業計画書の本体ではないということで、分けてご理解いただきたいと思っております。

それで、前田議員からお話があったとおり、この業務も含めて将来DMOが設立されたときに収益事業となり得るようなものを現在地域創生推進交付金の中で各種事業を行っておりますが、この事業についてはその中の一つだという捉えでご理解いただければなと思っております。前田議員がおっしゃられているのは、もうDMOありきでないかといったお話なのかなとは思っているのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時01分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まちづくり会社と今11月に契約したというのは切り離していただいて、去年の予算等審査特別委員会のときにこのまちづくり会社という部分はどなたかからご質問をいただいて、これは今まちが検討しているまちづくり会社についてずっと何年も議論してきました。第三セクターでないかとか収支見通しはどうなるのだ、そういうものをしっかり出さないで、ただまちづくり会社とつくっても危険性がいっぱいあるぞというご指摘のもとに、まちづくり会社を設立した場合の収支見通しもプロの目できちんともう一回精査しましょうと。そういう部分の予算の確保を上程して、それを予算つけていただいて、それはそれで動きつつ、昨年8月29日の特別委員会で非常にそういう部分の厳しさはあるという部分は私が申し上げたという部分がありますので、それと一方で今DMOについては課長が答弁した部分ですので、ちょっとそこの展開してきた部分が違いがあるのではないかなという部分でご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 目的はわかったけれども、先ほど課長が答弁しているように固有名詞

も挙がっているけれども、それで誰のためにこれをつくったのかとなってしまうのです。私が言っているのはそこのことです。そして、余り議論しませんけれども、本来そういうもうけるための事業云々というのはやる側がやらなければいけないのに、町が全部つくって、はいということであって、あとは詳しくやりませんが、そういう政策形成がどうなのかということを知りたいのです。これ以上はまた一般質問ありますから、政策議論になるから言いませんけれども、それで28日に上がっていますよね。上がっている事業、どういうくくりで、この収益を確保する部分の調査報告がどういう結論になっているのですか。今担当副町長が言った意味においての目的で調査していると思うけれども、そのくくりが2月28日に来ていますから、さわりだけでもちょっとだけ言って質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 観光庁にDMOに登録するに当たって、どこが母体になって、どこのための事業計画書かというところでいうと、やはりそこは専門性を持ったところをお願いをした中で事業計画書を組んでいただいているというところというところ、今のつくり込みでいうと観光協会が母体になったときにどういう収益事業ができるか、あるいは今の観光協会の組織体制でいくとどういった人材が足りないのか、そういったところも検証したものを今出してもらっています。そこで観光庁に登録するときに観光協会独自でDMOの登録申請できるかならばそうはならないです。それは、白老町が連名でこの事業計画は提出するに値するといったものになって初めて我々も連名で申請までいけるというところですので、ここのはまだ決定ではないということでご理解はいただきたいのですが、事業計画書のつくり込みとしてはそこが担うべきだという想定のもとでつくられているということでございます。

それと、もう一点のこれネーミングはまちづくり会社プロモーション強化となってはいるのですが、これについては先ほど副町長からもお話があったとおり、まちづくり会社ができた際に収益事業としてなり得るものを実際にやってみると、あるいは調査してみるといった中の事業の一つであって、この2月28日までが納期の内容については、例えばウェブサイトの構築、どういうものをつくったらいいかですとか、あるいはどういったPR動画を配信したらいいですとか、具体的にはそういった内容になっています。これは、予算等審査特別委員会の資料請求の中で事業報告書の提出が求められている部分がありますので、その中で詳しくありますのでご理解いただければなと思っております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、56ページから65ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、64ページから71ページ、10款教育費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 69ページの体育施設指定管理経費です。これで指定管理委託料の減額に温水プールの減額を補償するという説明があったのですが、もう少し詳しく何の補償で、その積算根拠は何かをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） ただいまのお話ですけれども、こちらの体育施設の指定管理経費につきましては、1つが総合体育館、それとはまなすスポーツセンターの燃料費の高騰による増額の補正でございます。2つありまして、もう一つが温水プールの9月6日の地震ということで、その後19日間施設を閉めたというものですので、その収入の補填ということでの2点で98万6,000円ということになっております。燃料費の高騰につきましては85万円、それと補填につきましては13万6,000円ということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。入館料の不足分ということですが。

それはわかったのですが、1つお聞きしたいのは、町としてこの原因について相手方に対してこういう補償とか何かはすぐ対応するのです。だけれども、私ずっと議論しているのですが、指定管理者の委託料の収支決算によって、燃料費以外あります。人件費を含めて議論していますけれども、そういう部分の精算というのはどのように整理されて、もし戻すものがあつたらどのように予算に上がってくるのか、そこだけお聞きしておきます。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） まず、地震によって19日間の営業ができなかったということは、基本協定のほうに不可抗力によって発生した費用等の負担という項目があるのです。それとともにリスク分担表のほうにも不可抗力というものがあるものですので、プールからの協議に応じたということでございます。

このたび新年度予算をつくるに当たりまして、議員のほうから30年度の決算見込みということも上げさせていただいておりますので、その中でお答えしようかなと思っていただいておりますが、かなりの赤字になっているものですので、今回はこのようなことで補填をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時11分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 仕様書の中にあるのですが、燃料費ですとか光熱水費につきましては、いわゆる燃料の高騰の単価という……

〔「それ以外」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（武永 真君） それ以外の場合に余剰金があつた場合は、指定管理者は当該額の最大50%を施設設備の充実ですとか利用者への還元に供するというを明記しておりま

す、余剰があった場合です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私が聞いているのは、30年度の予算等審査特別委員会るときも聞いているのです。一つの例とすれば人件費なのです。正職員とか臨時職員等々いるけれども、雇用実態によって人件費や共済組合が流動化します。私も調べてみますけれども、仮にアルバイトでも3日間休んだら補填しませんから、その分支払いしていないのです。実質的なものです。そういう部分についてはどういうことになりますかと言ってます。そうすると、予算審査特別委員会の答弁では出勤日等も見ているよと。だけれども、生産的な人件費の見合いもしたいよと。それによっては内容をきちんと精査した中で対応すると言っているのです。ですから、今、年度末になりますから、そういう部分の整理の仕方は、相手から足りない分は下さいというときはすぐ補正を上げて措置するけれども、こちらから欲しいと、よこしなさいよと、精算、そういうときの対応、チェック、当然今回上がっていないとだめなのです。そういうことは、どういう流れで、どういう扱いになっているのですかと聞いて3月に答弁しているのです。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 人件費につきましては、私も館長と確認はしておりますけれども、休んだ19日間についても職員全て出てきて、それぞれのことをやっているということですので、人件費については満額で今回使わせてもらっているということでもあります。また、出勤簿云々については、私のほうで毎年確認をしておりますので、特に問題はなかるうかと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は何も追及していないし、休んだときの人件費の話ではなく、それは休んだのは当然ですから、町側として。そうではなくてそれ以外に、今言ったでしょう、出勤簿チェックしていると。私は調べているのです。では、アルバイトや嘱託職員は指示計画を白老町に出すわけでしょう、人件費2,000万円ですよ。丸々行っているでしょう。私が言うのは、その中でアルバイトの人も都合で年間200日雇用するといっても180日で終わっているかわからないのです。20日間は雇用していない場合もあるのです。そういう場合は共済費も変わってくるし、いろいろ変わってくる。そういうことをチェックして、精算になることになっているのだから。5年間の間できちんと計画を立てたら、あとは町も計算して整理しますという話になっている。そういうことの手続は、きちんと年度末にされて、必要なものは予算に反映しないのかと。間違いないと言ったから間違いないね、そしたら。撤回しなくていいね。そういうことでやっていますか。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） しっかり帳簿は見ながら精算しています。間違いありません。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、70ページから75ページ、11款災害復旧費から14款諸支出金までの歳出について、質疑

があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。5ページから7ページまでの第2表、繰越明許費補正、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、8ページから23ページまでの歳入全般について、質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 18ページの繰越金にかかわって質問します。

議案説明会で財政課長は歳出の不用額で1億3,000万円、歳入で特別交付税の増で1億4,000万円、合わせて2億7,000万円の剰余金が出たよと、それを基金に積みましたよと言いました。それはそれでわかりました。これから審議しますけれども。その中で、例年決算での歳計剰余金を見込みますけれども、今2億7,000万円が出ました。その後5月30日に出納閉鎖しますから、歳計の部分の不用額と言ったらいいか、出てきますけれども、歳入が余った分、歳出も余った分、その部分の歳計の剰余金は、この2億7,000万円以外に幾ら見込んでいますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） あしたから始まります代表質問、一般質問の中でもお答えするところはございますけれども、今の試算によりますとおおむね2億円から2億5,000万円ぐらい今段階では剰余金が発生するという見込みでございます。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

それでは、歳入及び歳出全般について質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第11号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議2—1をお開きください。議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,212万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,130万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。1点、ページ数でいくと6ページ、7ページの2款保険給付費全般にかかわって、先般の議案説明会の中で医療費が12.7%の減を見た。これは、医療費の減少自体は好ましいことなのかなど。その傾向については理解できましたが、この要因として加入者の減があると挙げられておりましたが、あの後私のほうでも少し人口の減少のぐあいだとか、あと後期高齢者のほうの事業費の給付金の関係をちょっと整理してみたのですけれども、例えばお年寄りになって後期高齢者会計のほうに移行したのかとか、あと人口が減っていると。それは一つの事実ではあるのですけれども、それを加味してもこの12.7%という大きな減少は、要因はいろいろあるのではないかと考えますが、その要因についてどのような整理をされているのかどうか。

○議長（山本浩平君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議案説明会の中で大きな医療費の減についてのご質問をいただいたところでございますが、その際には私のほうでは国民健康保険の被保険者の減ということで主な要因ということでお話しさせていただきましたが、間違いなく一番大きいものとしては被保険者の減というところはあるとは考えてございます。単純にいけますと、平成30年度の現時点での数字ですと前年と比べますと6.7%ぐらいの被保険者の減、これは当然後期高齢者の医療制度のほうに移行していると。要するに高齢化が進んで、75歳以上の後期のほうに移行していると。それとあと、60歳から65歳の人口動態の関係で、そちらの層が人口が少なくなるという傾向がございまして、その分で国民健康保険の加入者の対象者の方が減っているというところがございます。

ただ、それをもってしても単純に被保険者数の減だけではこの医療費の12%の減というのは説明が全てそれをつくところではございません。その要因の中では特定健診、今特定健診の受診率が年々上がってきていると。それから、特定保健指導についても重症化予防も含めて行われているというところがございます。そういった重症化予防というもので高額な医療費がかかる方が少なくなったというところが、分析としてはレセプトを全て見るということにはなかなか至らないものですから、そこはちょっと分析というところにはいきませんが、そういった要因が考えられると。追加すれば3連携、今までの地道な取り組みがこういった医療費の減につながっているというところは、6%の被保険者に対して12%の大きな医療費の減につながっているということはありますので、そういったところはあるのかなと。ですから、複合的にいろいろな要因の中でこの医療費の減につながっているものと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。今の説明で十分に理解できました。この議場の中で大きな増減の要因をどう捉えるかと。もちろん人口減少、被保険者の減というのは今数字でも伺いました。ただ、それをもってしても6%、6.7%の減少としても単純計算でも6%の別な要因が考えられるわけで、実際に高額療養費のほうを見ても高額療養費も14%ほど今道負担金減しています。課長がご答弁いただいたような内容がきちんと押さえられることがそこに携わってこられた担当課の職員の皆さんとか、保健指導に当たられた保健師や専門職の皆さん、または医療の関係者や、さまざまな関係の方たちの努力がこういった部分に反映されているのではないかと、そこら辺をしっかりと押さえる必要があると思うのです。それがまた制度にはね返ってきて、今後の特定健診の事業に対してどのような政策が考えられるのかどうかと広がっていきますから、そういった部分でまず実態的に来年度、予算も控えていますけれども、来年度以降も傾向は注視していく必要はあると思うのです。そういった冷静な単年度における状況というのは、まず把握する必要があるとは思いますが、さらに特定健診等々今課長が要因として考えられると述べた部分がどのように展開されているかということを政策的にきちんと総括していくべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 特定健診については、健康福祉課を中心に未受診者の受診勧奨等

を積極的にやってもらっているという部分があります。それで、実際には保健指導の効果が重症化予防にどのような効果が上がっているのかというところは、健康福祉課の保健師を中心に国民健康保険の学習会ということで、私も入っておりますけれども、3つの課、私ども町民課と健康福祉課と高齢者介護課の中で学習会というものを定期的にかけて、講師の先生を招いてやっております。その中でも間違いなく糖尿病からくるいわゆる透析につながるような病気の医療費に占める透析患者の医療費が26年度と29年度で、その比較をした中では下がっているというところがありますので、そういった効果が出てきているというところをしっかりと捉えているというところもありますので、そういったものを積み重ねながら、実態として効果が上がってきているというものをそれぞれ共有しながら進めていきたいと、新年度においても推進していきたいと町民課としては今そのように考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議3-1をお開きください。議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,275万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,910万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは、議4-1をお開きください。議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,355万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,334万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正
予算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第11、議案第5号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(岩本寿彦君) それでは、議5―1をお開きください。議案第5号でございます。平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,357万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,289万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月21日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第6号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議6―1をお開きください。議案第6号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,457万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第7号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議7―1をお開きください。議案第7号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額8億6,117万4,000円、補正予定額436万6,000円、計8億6,554万円。

第2項医業外収益、既決予定額3億125万9,000円、補正予定額436万6,000円、計3億562万5,000円。

平成31年2月21日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第14、報告第1号 例月出納検査の結果報告について、報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定により、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号及び第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制

定について

- 議案第 8 号 平成 3 1 年度白老町一般会計予算
議案第 9 号 平成 3 1 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 1 0 号 平成 3 1 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 1 1 号 平成 3 1 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
議案第 1 2 号 平成 3 1 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第 1 3 号 平成 3 1 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 1 4 号 平成 3 1 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第 1 5 号 平成 3 1 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 1 6 号 平成 3 1 年度白老町水道事業会計予算
議案第 1 7 号 平成 3 1 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 平成31年度白老町一般会計予算、議案第 9 号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第16号 平成31年度白老町水道事業会計予算、議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上平成31年度各会計予算10件とこれに関連する条例の制定及び一部改正議案 6 件、合わせて16議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第 1 8 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第18号の提案を願います。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは、議18—1をお開きください。議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

次に、議18—6をお開きください。附則でございます。第1項、この条例は、平成31年10月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の白老町下水道条例に規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している下水道の使用で、施行日から同月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

第3項、第5条の規定による改正後の白老町水道事業給水条例第6条第2項の規定は、この条例の施行日以後に給水装置工事の申込みをするものから適用し、施行日前に給水装置工事の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

第4項、新条例第9条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に行われた給水工事の施行の申込み又は設計の申込みに基づき、施行日以後に当該申込みに係る目的物の引渡しが行われたものに係る工事費又は設計費用について適用し、基準日前に行われた当該申込みに基づき、施行日以後に当該申込みに係る目的物の引渡しが行われたものに係る工事費又は設計費用については、なお従前の例による。

第5項、新条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から同月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

議18—7、議案説明でございます。平成31年10月1日より消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の適正な転嫁を行うべく本町の関係条例を整理する必要があるため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第23号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議23—1をお開きください。議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

次のページ、附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次ページ、議案説明です。本町の財政健全化に向けた取り組みとして職員給与の自主削減について、管理職は削減率を緩和した上継続し、一般職は削減を終了するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------|---|
| <p>附 則 1～30 略</p> | <p>附 則 1～30 略</p> <p>31 職員（別表第1に規定する行政職給料表の職務の級が1級、2級、3級又は4級の職員、別表第3に規定する医療職給料表（二）の職務の級が1級、2級、3級又は4級の職員及び別表第4に規定する医療職給料表（三）の職務の級が1級、2級、3級又は4級の職員を除く。）の給料額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が5級の職員にあつては100分の98、6級の職員にあつては100分の97、医療職給料表（一）の職務の級の職員にあつては100分の97、医療職給料表（二）の職務の級が5級の職員にあつては100分の98、医療職給料表（三）の職務の級が5級の職員にあつては100分の98を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額とする。</p> |

議案第24号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第24号の提案を願います。
高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議24—1をお開きください。議案第24号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

一番下です。附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。本町の財政健全化に向けた取り組みとして特別職の給与の自主削減を継続するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------|--|
| <p>附 則 1～33 略</p> | <p>附 則 1～33 略</p> <p><u>34 特別職の職員の給料額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に町長にあっては100分の80、副町長にあっては100分の83、教育長にあっては100分の86を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において任期満了その他の理由により離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1に掲げる額とする。</u></p> |

議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第25号の提案を願います。
三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 議25—1をお開きください。議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

一番下の段です。附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明です。現在国や北海道における施策等においてアイヌ民族の表現が使用されていることやアイヌ民族やその文化に対する理解が進んできた社会背景の変化を鑑み、条文中に使用されているウタリの用語をアイヌ民族へと変更するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>ウタリ</u>の居住する住宅の新築、購入若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金（以下「住宅新築資金等」という。）を貸し付けることにより、<u>ウタリ</u>の居住環境の整備改善を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（貸付けの対象者）</p> <p>第3条 この条例により貸付けを受けることができる者は、本町に住所を有し、本町の区域内において、住宅の新築工事若しくは購入、住宅の改修工事又は住宅の用に供する土地若しくは借地権の取得（以下「新築工事等」という。）を行おうとする<u>ウタリ</u>で、町長が特に必要と認めるものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>白老町アイヌ民族住宅新築資金等貸付条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>アイヌ民族</u>の居住する住宅の新築、購入若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金（以下「住宅新築資金等」という。）を貸し付けることにより、<u>アイヌ民族</u>の居住環境の整備改善を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（貸付けの対象者）</p> <p>第3条 この条例により貸付けを受けることができる者は、本町に住所を有し、本町の区域内において、住宅の新築工事若しくは購入、住宅の改修工事又は住宅の用に供する土地若しくは借地権の取得（以下「新築工事等」という。）を行おうとする<u>アイヌ民族</u>で、町長が特に必要と認めるものとする。</p> |

議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第28号の提案を願います。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 議28-1をお開きください。議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行により、平成31年4月から専門職大学が創設されることに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程修了者に関する取り扱いが規定されたことから同様の改正を行うほか、平成31年10月1日より消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、し尿処理手数料について消費税の適正な転嫁を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(技術管理者の資格)</p> <p>第35条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に</p> | <p>(技術管理者の資格)</p> <p>第35条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)</u>若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に</p> |

関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)～(11) 略

(8)～(11) 略

別表第1 (第23条関係) 抜粋

別表第1 (第23条関係) 抜粋

| 廃棄物の処理区分 | 取扱区分 | | | | 備考 |
|--------------|---------|----|-----------|--------------------------|----|
| | 手数料の種類 | 区分 | 基礎単位 | 金額 | |
| し尿の収集、運搬及び処分 | し尿処理手数料 | | 10リットルにつき | <u>70円</u> <u>74銭</u> | 略 |

| 廃棄物の処理区分 | 取扱区分 | | | | 備考 |
|--------------|---------|----|-----------|--------------------------|----|
| | 手数料の種類 | 区分 | 基礎単位 | 金額 | |
| し尿の収集、運搬及び処分 | し尿処理手数料 | | 10リットルにつき | <u>70円</u> <u>91銭</u> | 略 |

議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 議案第30号の提案を願います。

早弓消防課長。

○消防課長(早弓 格君) 議30—1をお開きください。議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次のページ、議30—2、議案説明でございます。地域住民の積極的な参加のもとに消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年度に施行され、地方公共団体は消防団の抜本的な強化のための必要な措置を講ずるものとされたことから、活動が多岐にわたり危険性が高い水火災、警戒、または捜索に係る公務に従事した際の出動費を引き上げ、本町における消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、議30—3でございます。新旧対照表となっております。記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町消防団条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(費用弁償)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) <u>水火災、警戒、訓練、搜索、予防査察</u>の場合 1回につき4,000円。ただし、5時間を超えて従事した場合は、以後1時間の区分毎に800円を加算して支給する。</p> <p>(2) <u>会議その他の場合</u> 3,000円</p> <p>2 略</p> | <p>(費用弁償)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) <u>水火災、警戒</u> 又は<u>搜索の場合 1回につき6,000円。ただし、5時間を超えて従事した場合は、以後1時間の区分毎に1,200円を加算して支給する。</u></p> <p>(2) <u>訓練又は予防査察の場合</u> 1回につき4,000円。ただし、5時間を超えて従事した場合は、以後1時間の区分毎に800円を加算して支給する。</p> <p>(3) <u>会議その他の場合</u> 3,000円</p> <p>2 略</p> |

○議長（山本浩平君） 次の議案の前にお諮りします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第8号 平成31年度白老町一般会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第8号の提案を願います。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、一般会計予算書の1ページをお開きください。議案第8号です。平成31年度白老町一般会計予算。

平成31年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計 予算

○議長(山本浩平君) 議案第9号の提案を願います。

山本町民課長。

○町民課長(山本康正君) 特別会計予算書の国民健康保険事業会計の1ページをお開きください。議案第9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

平成31年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億9,550万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別
会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第10号の提案をお願いします。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。
平成31年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,258万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計
予算

○議長（山本浩平君） 議案第11号の提案をお願いします。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。議案
第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成31年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億7,815万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額
は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限
度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円
と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流
用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合にお

ける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年 2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第12号の提案を願います。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 議案第12号をお開きいただきたいと思います。議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

平成31年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,459万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成31年 2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第13号の提案を願います。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 議案第13号をごらんください。議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成31年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億5,331万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第14号の提案を願います。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議案第14号をお開きください。議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,412万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500万円と定める。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第15号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,002万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

5,000万円と定める。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第16号 平成31年度白老町水道事業会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第16号の提案を願います。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 水道事業会計予算書の1ページをお開きください。議案第16号平成31年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成31年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水予定戸数 9,100戸。

（2）1日平均給水量 5,816立方メートル。

（3）年間総給水量 212万8,755立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設改良事業2億170万円。浄水施設整備事業976万8,000円。

2ページをお開きください。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億6,696万7,000円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款水道事業費用3億5,567万5,000円。各項は記載のとおりでございます。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,915万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,259万5,000円、損益勘定留保資金2億2,655万9,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入8,720万円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款資本的支出3億3,635万4,000円。各項は記載のとおりです。

続きまして、3ページ。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水道料金システム機器賃借及び保守料、期間、平成32年度から平成36年度、限度額1,312万9,000円。

事項、浄水場運転管理業務委託消費税増税分、期間、平成32年度から平成35年度、限度額388万4,000円。

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,596万9,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,635万2,000円と定める。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業 会計予算

○議長(山本浩平君) 議案第17号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 白老町立国民健康保険病院事業会計予算書をお開き願います。

議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、58床。

(2) 年間患者数、入院 1万1,712人。外来 3万480人。

(3) 1日平均患者数、入院 32人。外来 127人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益8億7,234万7,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款病院事業費用8億7,234万7,000円。各項は記載のとおりでございます。

次のページになります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入593万円、第1項出資金593万円。

支出、第1款資本的支出593万円、第1項建設改良費593万円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。
事項、内視鏡撮影装置及び周辺機器等一式賃貸借、期間、平成32年度から平成35年度まで、限度額504万円。

次に、医業事務システム等一式賃貸借、期間、平成32年度から平成35年度まで、限度額1,512万円。

次に、財務会計システム等一式賃貸借、期間、平成32年度から平成35年度まで、限度額522万4,000円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費4億6,508万6,000円。

(2) 交際費56万9,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営に要する経費について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7,749万8,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、7,912万4,000円と定める。

平成31年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま議案第8号から第17号までの各会計予算10件とこれに関連する議案6件、合わせて16件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成31年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われま

す。そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えま

す。よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第8号から第17号までの平成31年度各会計予算10件と関連議案6件、合わせて16件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました議案16件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時24分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に小西秀延議員、副委員長に及川保議員、付託案件の審査方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日8日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保